

經營系專門職大学院認証評価
点検・評価報告書

2025(令和8)年度

2026(令和8)年3月

事業構想大学院大学
事業構想研究科

目 次

序 章.....	3
本 章.....	7
1 使命・目的.....	7
・項目：目的の設定.....	7
・項目：中・長期ビジョン、戦略.....	8
【大項目1の現状に対する点検・評価】	10
2 教育課程・学習成果、学生.....	11
・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	11
・項目：教育課程の設計と授業科目.....	13
・項目：教育の実施	21
・項目：学習成果.....	26
・項目：学生の受け入れ	30
・項目：学生支援.....	38
【大項目2の現状に対する点検・評価】	41
3 教員・教員組織.....	44
・項目：教員組織の編制方針	44
・項目：教育にふさわしい教員の配置	45
・項目：教員の募集・任免・昇格	46
・項目：教員の資質向上等.....	47
・項目：教育研究条件・環境及び人的支援	49
【大項目3の現状に対する点検・評価】	50
4 専門職大学院の運営と改善・向上	51
・項目：専門職大学院の運営	51
・項目：自己点検・評価と改善活動.....	53
・項目：社会との関係・情報公開	56
【大項目4の現状に対する点検・評価】	61
終 章.....	63

序 章

1. 事業構想の必要性

少子高齢化に伴う人口減少、デジタル化、脱炭素など大きく社会が変化する中、企業は持続、成長していくためには、新たな事業を生み出しながら、次代の事業の柱を確立していく必要に迫られている。事業承継も大きな社会問題になっている。また、地域の衰退が深刻化するなかで、その活性化のためには、新しい産業をつくり雇用を生み出していくことが欠かせない。

それらの鍵となるのが、「事業構想」である。事業構想とは、経営資源を活用し、自社の理想となる姿を描き、それを実現するためのアイデア（構想計画）を構築することである（東, 2026）。本学では事業構想とは、「生産要素を投入し、永続的に利益をあげる組織、集団の理想の形」と定義している。生産要素とは、いわゆるヒト、モノ（技術）、カネ（資金）や知などの経営資源。永続的に利益を上げていくためには、常に変化していく社会に適合していく、社会の一翼を担い続けることが必要である。

そのためには、本学では、現状ある需要分析から割り出した新規事業だけではなく、このようなものがあつたらいいな、こんな会社あるいは社会にしたいな、という理想から発想・着想し、新たな需要を生み出す事業を考え、ビジネスモデルを構築。経営資源を深く分析し（時には外部との連携も）、実現可能にするためのアイデアを紡ぎ上げ構想計画をまとめあげられる人材が不可欠である。事業構想大学院大学（以下、「本学」という。）は、このような人材が全国各地に育てば、日本の企業や地域はより活性化、進化するという理念で、2012(平成 24)年4月、東京・南青山に経営系専門職大学院として開学された（村田, 2025）。

参考文献

東英弥（2026）『事業構想原論』事業構想大学院大学出版部（添付資料 1-14）

村田博文（2025）『時代の転換期を生き抜く構想力』財界研究所（添付資料 1-17）

2. 開学時に掲げた理念

設置時に掲げた理念は、「複雑かつ不確実性の高まる社会において、自らの経営資源を生かして理想（構想）を描き、構想計画を考えて実現することで社会課題を解決し、新たな事業を創出することの研究および、社会の一翼を担う高度専門職人材の育成」である。時代の停滞を打破し、イノベーションを起こし、日本経済を現場から再生させるリーダーとして活躍する人材の育成を目指し、「専門特化、地域特化、職業人特化の3つの特色をもつ本格的な高度専門職業人を育成する」ことを「設置の趣旨」に掲げた。

3. 開学から14年を経て

2012（平成24）年4月1日に東京都南青山で、定員30名で設立された本学は、開学から14年を経て、東京のみならず、仙台校・名古屋校・大阪校・福岡校と、全国5校舎体制・140名の入学定員となり、2025（令和7）年9月に1名、2026（令和8）年3月には137名が修了し、総勢968名が事業構想修士（専門職）として世に送り出された。

・教育体系と「理論と実務の架橋」を目的とする幅広い教員陣

教育内容においては、本学での人材養成の基盤となる、周辺領域の知識や広い視野、高い職業倫理感を涵養するためのリベラルアーツから、ビジネスで求められる知識・技能を幅広く扱い、専任教員、演習を指導する特任教員、客員教員による基礎、専門、展開、演習分野に広く展開する講義群と演習、および外部講師による特別講義から構成している。「事業構想」の骨格を形成するために実施する前者の講義と演習は学術分野及び実務分野出身の専任教員、多様な事業分野で活躍する客員教員が担当し、実際の事業現場への理解や未来への多面的な示唆を得ることを目的とした特別講義は、産業界や先端科学技術分野で最先端を担う専門家をゲスト講師として招聘することで実施してきた。

・産業界・社会との連携

産業界・社会との連携については、本学附置研究所である事業構想研究所を通じ、国、地方自治体、民間企業などと連携、共催、協力しながら、全国各地での社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などの、人材育成課題に、積極的に取り組んできた。また、本学の出版部が発行している、2012（平成24）年9月に創刊された「月刊事業構想」は、2026（令和8）年4月号で通巻第163号になる（添付資料1-15）。新規事業・地方創生・イノベーションに特化した雑誌として、企業・自治体・行政・NPOに広く読まれており、情報の発信と全国の事業構想人材とのネットワーク構築のために、戦略的に行ってきた出版活動である。

・修了生の活躍

本学を修了した1期生～13期生からは、所属する組織の中で新規事業を成功させた者、起業した者、事業承継し発展させた者、新事業で分社化し経営者になった者、構想を公約として議員に当選し地域の発展に尽力する者、など多彩な人材を輩出し、ビジネス領域のみならず、公共・政治分野にも活動の場を広げており、当初の目的に沿った教育成果を挙げつつある。優れた起業家として表彰を受け、その活躍はメディアにも注目され、紹介されたり事業構想の実践者として講演や指導に当たる者も多数いる。修了生らは「事業構想修士（専門職）」の学位を名刺にも印刷し、活躍の幅や領域を広げている。

・事業構想学の体系化へ向けた取り組みと成果

事業構想学の体系化に向けては、いまだ途上ではあるが、専任教員が自身の研究や活動を発表し合い学び合う専任教員研究会を実施してきた。また、その他実務家教員も、これまでの経験や知見、本学での人材育成の成果を整理し、本学発行の学術誌「事業構想研究」（添付資料 1-18）で発表している。さらに、2025（令和 7）年度から、修了後も事業構想の研究を続ける場が欲しい、といった修了生の声も受けて、事業構想研究科研究員制度を導入した。今後は、更なる「学」の体系化を目指すべく、各校舎での「知」の交流の場としての研究会を展開し、外部有識者との学術的な交流の機会創出もさらに活発化させ、事業構想学会につなげていく。

・改善・向上に向けた取り組み

本学の改善・向上に向けた活動については、長らく教育研究委員会で教務の重要事項を審議してきたが、校舎数と学生の人数も増え、全校舎の様々な課題に対する、迅速な意思決定や対応が求められることから、学長・専務理事も入る「運営会議」を 2 週間に 1 回実施するほか、月に 1 度、各校舎の専任教員が集まり、各校舎の状況を共有する「校舎代表者会議」を行い、全校舎の状況の把握と対応の迅速さにつなげている。また、2021（令和 3）年度に受審した「経営系専門職大学院の認証評価」を契機に、自己点検・評価報告書を毎年作成するのではなく、評価基準ごとの課題、活動、今後の改善計画をまとめた「自己点検・評価シート」を導入し、それぞれの評価項目と委員会活動を紐づけ、PDCA が着実に回るようにし、実効性の高い自己点検・評価と改善のプロセスを実現している。

4. 今後の改善方策、計画等について

事業構想大学院大学を運営する、学校法人先端教育機構では、2025（令和 7）年 12 月 17 日の理事会にて「学校法人 先端教育機構 Vision2030」を定めた（添付資料 1-13）。現代社会は、技術革新の加速、人口構造の不可逆的な変化、価値観の多様化、そして地政学的な緊張など、非連続かつ構造的な変動の只中にある。大学および学校法人を取り巻く環境もまた例外ではなく、教育需要の変質、新たな学びの形態への移行、学術研究の再定義、地域社会との共生など、その在り方は数年単位で劇的な変容を迫られている。本計画は、この認識に基づき、学校法人先端教育機構が掲げる建学の理念「構想の普及と構想人材の育成」を出発点として策定されたものとなる。

本学では、本自己点検・評価報告書でとりまとめたこれまでの成果や課題を踏まえ、47 都道府県への展開、博士後期課程設置を大きく掲げた本ビジョンの達成に向けて、事業構想のさらなる教育研究の高度化、組織運営の強靱化、そして社会への価値創出の

道筋を描いていく所存である。

<根拠資料>

- 添付資料 1-13 : 「学校法人 先端教育機構 Vision2030」
- 添付資料 1-14 : 東英弥 (2026) 『事業構想原論』 事業構想大学院大学出版部
- 添付資料 1-15 : 月刊「事業構想」 事業構想大学院大学出版部
- 添付資料 1-16 : 文部科学省リカレント教育エコシステム構築支援事業
「地域構想力プログラム」 (<https://mpd-program.jp/2025sendai/>)
- 添付資料 1-17 : 村田博文 (2025) 『時代の転換期を生き抜く構想力』 財界研究所
- 添付資料 1-18 : 「事業構想研究」 (先端教育機構デポジトリ)
(<https://sentankyo.repo.nii.ac.jp/>)

本 章

1 使命・目的

・項目：目的の設定

評価の視点	
1-1	経営系専門職大学院が担う基本的使命の下、設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院固有の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

<現状の説明>

事業構想大学院大学を設置する学校法人先端教育機構は、寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度の職業専門性と深い学識及び卓越した能力を有する人材を育成することを目的とする。」と定めている(添付資料 1-4)。

その学校法人の教育・人材理念のもとにおいて、事業構想大学院大学の理念・目的、は学則第 1 条に定めている(添付資料 1-5)。

事業構想大学院大学 学則

(目的)

第 1 条 事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。社会に新たな活路をひらき、豊かな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した未来を担う人材を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうのが本学の目的である。

この目的において、とくに、事業構想に必要な能力として、「発・着・想の能力」「構想構築の能力」「人々を動かすコミュニケーション能力」の能力を重視し、その能力養成のためのカリキュラム編成を行っている。また、このような人材育成の理念・目的、その成果については、学校法人パンフレット(添付資料 1-6)や大学ウェブサイト(添付資料 1-7)、募集要項(添付資料 1-2)、さらに年 2 回の広報誌(添付資料 1-8)を発行し、広く周知を行っている。

なお、本学は、現時点においては、事業構想研究科のみを擁する単科の大学院大学であるため、「本学固有の目的」は「当該専門職大学院固有の目的」と一致する。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-4 : 「学校法人先端教育機構 寄附行為」 (第 3 条)
- ・添付資料 1-5 : 「事業構想大学院大学学則」 (第 1 条)
- ・添付資料 1-6 : 事業構想大学院大学ホームページ「パンフレット」
- ・添付資料 1-7 : 事業構想大学院大学 ホームページ (<https://www.mpd.ac.jp/>)
- ・添付資料 1-2 : 事業構想大学院大学 2026 年度学生募集要項 (2~4 頁)
- ・添付資料 1-8 : 学校法人先端教育機構「広報誌」
(https://www.sentankyo.ac.jp/pr_magazine.html)

・項目 : 中・長期ビジョン、戦略

評価の視点	
1-2	当該専門職大学院の目的を実現すべく、中・長期ビジョン及びそれに係る資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける実効性のある戦略を策定し、実行していること。

<現状の説明>

事業構想大学院大学の中期計画については、その設置法人である学校法人先端教育機構による「学校法人先端教育機構第 1 期中期計画」(2020 (令和 2) 年 4 月~2025 (令和 7) 年 3 月)(添付資料 1-9)のなかで計画が示されるとともに、事業構想大学院大学としての中期計画(2021 (令和 3) 年 4 月~2024 (令和 6) 年 3 月)(添付資料 1-10)も定め、教育研究の充実や事業構想の発展に努めてきた。

事業構想の全国的普及に向けては、現在までに東京校、大阪校、福岡校、名古屋校、仙台校と全国展開している。仙台校については、本学初の試みとして東日本高速道路株式会社と「人材育成と地域活性化に係る相互協力に関する基本協定」を 2021 (令和 3) 年 8 月 2 日付で締結し(添付資料 1-11 : NEXCO 連携締結文)、2022 (令和 4) 年 4 月に共同開設した。しかしながら、当初の予定の 2023 (令和 5) ~2024 (令和 6) 年度に 10 校程度と計画していたが、実現にまでは至っていない。

ただし、校舎開設だけが事業構想の全国普及の手法ではないことから、産学連携にはより一層力を入れてきている。大学の附置機関である、事業構想研究所及び事業構想出版部において、以上の人材像の実現や、研究科の使命を拡張すべく、国、地方自治体、民間企業などと連携、共催、協力しながら、社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などの、人材育成課題に、積極的に取り組んできた。また、事業構想大学院大学中期(令和 3~5 年)計画をもとに、大学の附置研究所である事業構想研究所で行ってきた 1 年間の教育プログラム(プロジェクト研究/履修証明プログラム、職業実践力育成プログラム(BP))の参加者の成果を底上げと高度化するため

の標準化や、有力企業限定で将来の経営者候補を対象とした1年間の特別プログラム「事業構想エグゼクティブ・プログラム (EPD)」が開始されるなど、教育研究の質の向上にも努めてきた。また、様々な大学、国、自治体、地域経済団体などの連携事業にも多く取り組んでいる。さらに、文部科学省リカレント教育エコシステム構築支援事業「地域構想力プログラム」(添付資料 1-16) など、国の事業なども受託し、産官学金言の有識者をネットワークして、人材育成委員会を組織し、フィールドワーク演習も含めた人材育成プログラムやシンポジウム・セミナーを展開している。

また、博士後期課程の設置については、2021(令和3)年に文部科学省大学設置室に「課程変更」許可申請手続きを行い、2022(令和4)年に開設することを予定していたが、未だ実現に至っていない。しかし、事業構想研究者の育成の前段階として、2025(令和7)年度後期より、事業構想修士(専門職)の学位取得者、取得予定者を対象として、研究科研究員制度の募集をまずは試験的に受け入れ教員を限定したかたちで開始し(添付資料 1-12)、5名の受け入れをしている。2026(令和8)年度からは、全校舎での受け入れ教員体制を整備して本格的に展開していく予定である。

なお、2025(令和7)年度は次期中長期計画の検討年度として計画空白年度になってしまったが、2025年12月17日に、学校法人としての「ビジョン2030」が策定されており(添付資料 1-13)、本学もその計画のもとに、更なる教育研究・大学の発展に努めていく。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-9:「学校法人先端教育機構 第1期中期計画」
- ・添付資料 1-10:「事業構想大学院大学 中期(令和3~5年)計画」
- ・添付資料 1-11: NEXCO 東日本連携締結文
- ・添付資料 1-12:「事業構想研究科研究員 募集要項(令和7年度後期)」
- ・添付資料 1-13:「学校法人 先端教育機構 Vision2030」
- ・添付資料 1-14: 東英弥(2026)『事業構想原論』事業構想大学院大学出版部
- ・添付資料 1-15: 月刊「事業構想」事業構想大学院大学出版部
- ・添付資料 1-16: 文部科学省リカレント教育エコシステム構築支援事業「地域構想力プログラム」(<https://mpd-program.jp/2025sendai/>)
- ・添付資料 1-17: 村田博文(2025)『時代の転換期を生き抜く構想力』財界研究所
- ・添付資料 1-18:「事業構想研究」(先端教育機構デポジトリ)
(<https://sentankyo.repo.nii.ac.jp/>)

【大項目 1 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

- ・ 理念と目的については、「高度専門職業人」の育成を掲げ、事業構想分野に特化した人材育成において社会的責務を果たすことを目指している。
- ・ その理念と目的の達成のために、「発・着・想の能力」「構想構築の能力」「人々を動かすコミュニケーション能力」という 3 つの能力の養成を中心にカリキュラム編成を行い、毎年改善を重ねている。
- ・ 本学の理念や目的、またその成果を、パンフレット、ウェブサイト、広報誌、本学が開催するセミナーおよび教員による外部講演などで広く周知している。
- ・ 中長期計画を定め、その計画に基づき様々な取り組みを行ってきた。目標の遅延などは見られるものの、人材像の実現や、研究科の使命を拡張すべく、柔軟に、国、地方自治体、民間企業などと連携、共催、協力しながら、リカレント教育、社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などの幅広い人材育成のテーマにも、積極的に取り組んできた。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

- ・ 学校法人により策定された「学校法人 先端教育機構 Vision2030」をもとに、理念の実現のためのロードマップを整備し、着実に実行に移していく。
- ・ これにより、「発・着・想の能力」「構想構築の能力」「人々を動かすコミュニケーション能力」と3つの能力育成を軸とした教育の質をさらに高めるとともに、産官学との連携強化や広報の充実を図り、事業構想分野における高度専門職業人育成を一層推進していく。

2 教育課程・学習成果、学生

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	経営系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

学位授与方針は、本学学則第 27 条及び 28 条（添付資料 1-5）、本学学位規程第 3 条（添付資料 2-7）に定めている。

すなわち、休学、停学期間を除いて 2 年以上在学し、所定の科目について 34 単位以上を修得し、必要な演習（指導）を受け、かつ、修了認定の審査に合格したもの（本学学位規程第 3 条及び本学学則第 26 条）に対し、専門職学位となる「事業構想修士（専門職）」（本学学則第 28 条）を授与している。2016（平成 28）年度の学校教育法施行規則の改正を受け、2016（平成 28）年度からは学位授与方針は「ディプロマ・ポリシー」として、教育課程の編成方針はカリキュラム・ポリシーとして明文化し本学のホームページで公表し、学生に対しては、入学説明会及び、学生の入学時に配布している「学生便覧」の最初（添付資料 2-1, p2）に記載し、入学式後のオリエンテーションでも説明している。

（ディプロマ・ポリシー）

事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざします。社会に新たな活路をひらき、ゆたかな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した人材を求める声が高いことを受け、企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうことが、本学の目的です。

具体的には、所定の単位数を修得し、事業構想演習を受け、下記の能力を身につけ、修了審査に合格した学生に対して修了を認定します。

（1）開かれた視座のもと、自らの使命に基づき、自らが解決すべき社会課題を発見し、理想の姿を発想・着想・想像できる能力（発・着・想の能力）

（2）自分の意図、思いをフィールド・リサーチを経てかたちにし、それを構想計画にまとめ上げる能力（構想構築の能力）

（3）事業構想計画にまとめ上げた自らの構想を他者とコミュニケーションする能

力を養い、他者からの共感を得て多様な主体と共創し、構想を実装する能力
(人々を動かすコミュニケーション能力)

(カリキュラム・ポリシー)

事業構想大学院大学では、学生に事業構想の基礎と応用を体得させ、事業構想をより実現性を持った計画書へと展開するに必要な能力を身に着けさせるために、事業構想サイクル(発・着・想、構想案、フィールド・リサーチ、構想計画、コミュニケーションを通じて事業構想を立案し、実行するサイクル)に基づく、体系的な教育が行われています。

カリキュラムは、基礎科目、専門科目、展開科目、演習科目から構成されています。基礎科目は、事業構想序論、構想力のためのリベラルアーツ科目群で、専門科目は、発・着・想科目、構想案、フィールド・リサーチ、構想計画、コミュニケーションで、展開科目は、事業領域、事業承継、経営学で、演習科目は、1年次、2年次の演習で構成されており、学生は基礎、専門科目を学ぶ中で事業構想サイクルを体系的に理解していきます。展開科目では学生が関心を持つ事業構想に関連するトピックや経営関連トピックを、学生が自らの関心に基づいて学ぶことができます。演習は1年次、2年次に行われる少人数のワークショップであり、教員と学生、また学生間の濃密な対話を通じて、事業構想計画に関する個別できめ細かな指導が行われます。

以上のような体系的なプログラムを通じた学習の達成度を確認するため、事業構想大学院大学では学生による授業評価と学生からの意見ヒアリングを行っており、その結果は、各科目の内容及びカリキュラム全体の改善に活用されています。

これらポリシーは、2021(令和3)年4月1日付で学則「固有の目的」を変更したこと、また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーが、本学が示す事業構想サイクルに基づき、どうカリキュラムと対応し、修了までにどういう能力を身につけさせたいのか、という方針が明確に表現されていなかった、という課題を踏まえ、学則と併せ、同じく2021(令和3)年4月1日付で改定を行ったものである。

特に、ディプロマ・ポリシーは、これまでの本学における事業構想への研究・教育の試行錯誤と実践を踏まえ、学生目線で、事業構想に取り組むうえで、何を困難と感じているのか、苦勞しているのかについての理解、分析結果も踏まえた内容になっている。

なお、カリキュラム・ポリシーについては、改定後も本学の教育の特徴を明確にするためのカリキュラム改訂を重ねる過程で、当初示していた基礎科目、発展科目、演習科目の構成が、基礎科目、専門科目、展開科目、演習科目の構成に変更になっていたため、

2025（令和7）年12月の代議員会にて、その構成部分のみの改訂について諮問して承認されている（添付資料2-14）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-5：「事業構想大学院大学学則」（第27条・28条）
- ・添付資料2-7：「事業構想大学院大学学位規程」（第3条）
- ・添付資料2-1：2025年度 事業構想大学院大学「学生便覧」（p2）
- ・添付資料2-14：2025年度第6回代議員会議事録

・項目：教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、学術理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 （1）企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）を修得させる科目を配置していること。 （2）優れたビジネスパーソンの養成に必要な思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、リーダーシップや高い職業倫理観、グローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。
2-3	固有の目的の実現に向けた戦略に基づき、各経営系専門職大学院の特色を反映した教育課程を編成するとともに、効果的な教育方法を用いていること。
2-4	遠隔教育やe-learning等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。
2-5	授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。

<現状の説明>

・教育課程の設計と授業科目

カリキュラム・ポリシーに示しているように、本学の授業科目体系は、基礎科目、専門科目、展開科目、演習科目で編成されている（添付資料2-4）。

基礎科目では、事業構想の原点となる「知・情・意」の成立過程を理解するために、諸学や諸事業の発展過程を学ぶことを目的としている。これらの科目は、周辺領域の知識や広い視野、高い職業倫理感を涵養するリベラルアーツ的役割を果たす。また、基礎科目では、事業構想の「発着想」「構想案」「フィールドリサーチ」「構想計画」「コミュニケーション」のサイクルにもとづき、戦略・組織・マーケティング・ファイナンス・会計など、企業や組織のマネジメントに必要な専門知識を体系的に学び、事業構想へ応

用するための基礎を身につける科目群として編成されている。

また、「事業構想事例研究（事業構想スピーチ）」では、各界で活躍する起業家、経営者、専門家、研究者、クリエイター等を講師として招聘し、実務経験や研究成果に基づいた事例分析を行う（添付資料 2-17）。これにより、思考力・分析力・コミュニケーション力を高めるとともに、リーダーシップや高い職業倫理観、グローバルな視野を備えたビジネスパーソンの養成につながる学修機会を提供している。

2025（令和 7）年度には、こうした科目体系の意図をさらに明確化し、期待する学習成果の達成につなげるために授業科目の再整理を行い、2026（令和 8）年度からは、基礎科目において、事業構想の原点として構想力を扱う「事業構想序論」、人類の知の変遷や社会発展を踏まえて広い見識・深い思考力・高い倫理観を育む「構想力のためのリベラルアーツ科目群」の 2 つで構成される新たな科目群を導入する予定である（表 2-1）。

さらに来年度に向けて、従来のカリキュラム一覧表を拡充し、各科目の「ねらい」を可視化したカリキュラムマップとして再編成するとともに（添付資料 2-40）、学年ごとの学習到達目安や科目間の発展関係を体系的に示すカリキュラムツリーを整備した（添付資料 2-20）。これにより、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーと各科目との対応関係、さらには学習成果とのつながりが一層明確となり、学生が自身の学びの位置づけを把握しながら主体的に履修を設計できる環境が強化される。今後はこれらの枠組みを基盤として、事業構想に取り組むための専門知識や思考力を統合的・段階的に育成する教育体系をさらに発展させていく予定である。

表 2-1 2025（令和 7）年度と 2026（令和 8）年度の「基礎科目」一覧

2025（令和 7）年度		2026（令和 8）年度	
科目区分	科目名称	科目区分	科目名称
事業構想の 総合的理解	事業構想原論Ⅰ ※導入集中	事業構想 序論	事業構想原論
	事業構想原論Ⅱ ※夏期集中		事業構想の基礎的思考
			(新) 実践研究法 (アカデミック・リサーチ)
人間・社会・ 技術・地域 ビジネス洞 察	社会動向と事業構想	構想力のた めのリベラ ルアーツ科 目群 (人間・社 会・自然・技 術・理念)	社会動向と構想力
	テクノロジーと事業構想		テクノロジーと構想力
	経済動向と事業構想		経済動向と構想力
	行動者のための教養主義アプロー チ		行動者のための教養主義アプロ ーチ
	事業構想スピーチⅠ		自然科学と構想力
	事業構想スピーチⅡ		リベラルアーツ概論 (リベラルアーツ概論Ⅰ)
	事業構想スピーチⅢ		哲学的思考
	事業構想スピーチⅣ		歴史から学ぶ事業構想

注) (新) とあるのは、2026 年度新設科目。

カッコ内の科目名がある科目は、社会構想大学院大学との単位互換科目であり、カッコ内は社会構想大学院大学の科目名を示す。

専門科目では、事業構想の流れである「事業構想サイクル」に基づき、それぞれの段階で求められる、学術理論に裏付けられた知識や技能をただ座学として学ぶだけではなく、実践的に修得することを目的にしている（表 2-2）。

表 2-2 2025（令和 7）年度と 2026（令和 8）年度の「専門科目」一覧

2025（令和 7）年度		2026（令和 8）年度	
科目区分	科目名称	科目区分	科目名称
発・着・想	クリエイティブ発想法	発・着・想	クリエイティブ・シンキング
	イノベーションの発想		デザイン・シンキング
	アーティスト思考と構想		アーティスト思考
			（新）実践と理論の融合※
構想案	ビジネスモデル研究	構想案	ビジネスモデル研究
	市場・顧客分析		意思決定と顧客理解
	自社研究・経営資源分析		
	経営資源と事業構想		経営資源の分析と活用
			事業承継の基礎※
			第二創業・第三創業※
			自社研究・経営資源分析※
フィールド リサーチ	フィールドリサーチ（顧客開発）	フィールド リサーチ	フィールドリサーチ（顧客開発）
構想計画	事業構想のためのマーケティング	構想計画	新事業マーケティング
	事業戦略		新事業の営業戦略
	知を生かす事業構想（知財戦略）		知を生かす事業構想（知財戦略）
	企業内起業・新事業創出		企業内起業実践（限定）
	アントレプレナーシップ（起業家 精神）		アントレプレナーのための構想 計画立案
			事業構想のためのファイナンス
			事業承継における組織・人材戦略 とリーダーシップ※
			統合的企業構想※
			（新）オペレーションモデル研究
コミュニケ ーション	プレゼンテーション	コミュニケ ーション	コミュニケーションの基礎（限 定）
			（新）コミュニケーション戦略

注）（新）とあるのは、2026 年度新設科目。

※は事業承継コース提供科目、（限定）とあるのは 2026 年度限定開講科目。

なお、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）では、「講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し、新たな知識を創生しながら、教授陣、学友と論理的で建設的な議論を積み重ね、多様性を享受し、異なる意見を総合（シンセシス）することにより新しい価値を創造する学生を求めている」としており、具体的には、下記の人物を対象としている。

1. 新規事業担当者（及び将来携わりたいと希望する者）
2. 事業承継者（及び事業承継予定者、第三者承継を希望する者）
3. 行政や地域組織に属し、社会変革を志す者
4. ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスで起業を目指す者
5. 新たな構想により自社を持続発展させたいと考える経営者

そのなかの、「2. 事業承継者」については、問い合わせも多く、特化した教育体系の必要性も認められるため、2024（令和6）年度より、高い経営分析力と事業構想力を兼ね備えた事業承継者を養成する「事業承継コース」を設置した。本コースは、親族承継、第三者承継、第二創業・第三創業に特化した科目も提供していることが特徴であり、2026年度からはさらに科目を充実させていく予定である（表 2-2、2-4）。

展開科目では、事業領域ごとに事業構想をどのように構築していくのかを研究していくことと、事業構想を実現可能なものにしていくために必要となる経営学（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）を学ぶことを目的としている（表 2-3）。事業領域科目では、地域性や時代ニーズの変遷などを機動的に反映することができるように、年度限定科目を多く開講しているのも特徴である。

表 2-3 2025（令和 7）年度と 2026（令和 8）年度の展開科目一覧

2025（令和 7）年度		2026（令和 8）年度	
科目区分	科目名称	科目区分	科目名称
事業領域	地域における事業構想	事業領域	地域における事業構想
	地域活性とイノベーション		地域活性とイノベーション
	ヘルスケアと事業構想		ヘルスケアと事業構想（限定）
	社会インフラの本質とビジネス		社会インフラの本質とビジネス
			メディア（経済）の視点（限定）
			社会課題からの発想
			サービスエリア、パーキングエリアから考える地域活性（限定）
			観光まちづくり I（限定）
	観光まちづくり II（限定）		
経営学	事業構想のためのリスクマネジメント	経営学	リスクマネジメントとガバナンス
	ブランド戦略		ブランド戦略
	グローバル展開		グローバルビジネス（限定）
	収支計画立案とビジネス会計		収支計画立案とビジネス会計（限定）
	組織と人材マネジメント		組織戦略論
	事業構想のためのファイナンス		長寿企業研究※
	成長戦略/M&A		事業戦略事例研究（限定）
			成長戦略/M&A

注）（新）とあるのは、2026 年度新設科目。

※は事業承継コース提供科目、（限定）とあるのは 2026 年度限定開講科目。

演習科目は、本学の教育体系として最も重視しているもので、学生それぞれが事業構想を具体的に構築して「事業構想計画書」に落とし込む実践的な場として、担当する教員も学術教員と実務家教員の学生への関与のバランスも考慮し、授業設計を行っている（表 2-4）。

1 年生向けの事業デザイン演習 I（前期）は、グループで事業構想アイデアを複数構築するかたちで行ってきたが、個人のアイデア発想力をより早い段階で養成することが課題となってきた。そのため、2026（令和 8）年度のカリキュラムに向けて見直しを

行い、事業構想の思考や実践の導入授業の位置づけを明確にし、大学院での探究の姿勢を、問いと対話、ゲスト講義、構想を膨らませて、仲間とともにアイデアをたくさん出していくなかで身に付けることを目的とした授業とした。このアイデア発想フローを踏まえ、1年次後期の演習や、2年次の事業構想研究において、事業構想の全体像を考えながらたくさんアイデアを生み出し、具体的な事業として構築する能力の養成がより強化されることを期待している。

1年次後期からは、「事業承継コース」を希望する学生には別途演習科目を設置している。事業承継コースは、新規事業の構想のみならず、その構想を実現するための全社的な経営管理体制の検討まで行う必要があるからであり、表2-4のように、2年次には夏季集中期間の演習（事業承継構想演習②）も行っている。

表 2-4 2025（令和7）年度と 2026（令和8）年度の演習科目一覧

事業構想コース	事業デザイン演習Ⅰ（1年次）前期
	事業デザイン演習Ⅱ（1年次）後期
	事業構想研究（2年次）通年
事業承継コース	事業承継の構想計画（1年次）後期
	事業承継構想演習①（2年次）前期
	事業承継構想演習②（2年次）夏季集中
	事業承継構想演習③（2年次）後期

・教育効果を高めるための授業の形態や運営について

社会人学生の勤務時間を考慮し、本学では2012(平成24)年度開学当初より、講義時間は平日夜間(18:30～21:40)及び土曜日(10:30～17:50)に設定している。前期、後期それぞれ第1週目の授業はオリエンテーションとして開講するが、その後、基本的に授業は、2週間毎に2コマ連続で設定されており、隔週で15週間、90分授業15回を基準に単位取得をする体制となっている。

2週間毎としているのは、仕事の都合で通学できる曜日が限られている学生であっても、より多くの授業を受講できるようにする配慮である。また、授業と授業の間隔が空くことにより予習や復習、あるいは欠席した際の動画フォローなどにも十分時間を充てられるため、好評である。

オンライン教育に関する配慮に関しては、本学では会議システムとして Teams および Zoom を活用し、対面との同時開催であるハイフレックス (Hybrid-Flexible) 型の授業を実施している。メリットとして「出張での移動中でもリアルタイムで授業に参加することができる」、「残業で授業に間に合わない場合でも、校舎への移動中にオンライン

で授業に参加しているため、教室に着いてからも授業のスピードについていくことができる」などが挙げられている。一方デメリットとしては、「グループディスカッションでは、対面の方が熱量が伝わりやすい」、「グループディスカッションでは、同時に複数名の話が聞き取りにくい」、「グループディスカッションでは、相手の表情が読み取りにくい」など、グループディスカッションに関連する内容が大半である。

2025年には、このようなオンライン対応の難しさも含め、教員と学生との関わりの実態を把握するために、全教員対象にオンラインで「教員と学生の関係性調査」（2025年6月30日～7月20日）を行ったが、やはり「オンライン参加の学生とのやりとりが疎かになりがちで、関係構築が難しい」、といった状況が明らかになった。2025年度第2回FD研修会では、この「教員と学生の関係性調査」結果も共有し（添付資料2-15）、授業運営や教育効果向上等、教員同士の様々な課題や工夫を教員同士で議論し合っており、今後の教育や研究に役立つ内容であった、との評価を得ている（添付資料2-16）。

遅刻・欠席などの修学に関わる支援については、欠席者への支援を行っている。学生が仕事の都合等で授業に出席できない場合、オンライン上で、授業の動画をストリーミングで視聴することができる設備とシステムを構築している。教室に設置している撮影設備により、教室のカメラ映像と投影資料を収録し、Teamsのドライブに翌日までにアップしている。学生は翌日から次の授業(1回の授業で2コマ連続開講のため、原則として2週間後)までにストリーミング視聴することができる。配布資料も前述の授業科目別に設定されたクラスルーム上で共有されている。授業の動画は、履修期間中いつでも視聴可能であり、復習等にも活用されている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-4：2025（令和7）年度カリキュラム表
- ・添付資料2-17：2025年度事業構想事例研究（事業構想スピーチ）講師一覧
- ・添付資料2-15：2025年度第2回FD研修会（8/23開催）資料
- ・添付資料2-16：2025年度第2回FD研修会（8/23開催）報告書
- ・添付資料2-40：2026（令和8）年度カリキュラムマップ
- ・添付資料2-20：2026（令和8）年度カリキュラムツリー

・項目：教育の実施

評価の視点	
2-6	学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-7	下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-8	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。
2-9	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。
2-10	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-11	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

<現状の説明>

・授業形態について

本学では、個々の学生が、授業を通じ知識を修得するだけでなく、自身の事業構想に結び付け、アウトプットに結び付けるための研究に生かすことを重視していることから、座学中心の授業は少なく、教員との双方向のディスカッション、グループ討論、グループワーク、ケーススタディや演習を取り入れている。また、各界の一線で活躍する起業家、経営者、専門家、研究者、クリエイター等、多彩なゲストによる経験や研究に基づき、事業構想の事例分析を行い、自身の事業構想の探究につなげることを目的に、ゲスト講師で構成する科目、「事業構想事例研究（事業構想スピーチ）」では、2024年度には、35名の非常に幅広い業種・業界・分野から外部講師を招聘し講義していただいた（添付資料2-17）。本講義は、事業構想の幅広い事例や知見を、自身の事業構想の探究につなげることを意図した科目であり、近年はリベラルアーツ科目としての位置づけも強めてきた。

2026(令和8)年度からは、リベラルアーツ科目の充実をさらに図り、哲学、自然科学の研究者、経営者の外部講師からなる、「哲学的思考」「自然科学と構想力」「歴史から学ぶ事業構想」の3科目に組みなおし、展開していく。

また、事業構想サイクルにもとづいた「フィールドリサーチ（顧客開発）」の授業では、事業構想の蓋然性獲得にむけたフィールドリサーチの役割を理解し、フィールドリサーチの計画・実施・分析、顧客との関係性構築手法を身に着けることを目的として、観察やインタビュー、実際のフィールドに出た実習も行っている（添付資料 2-41）。

「観光まちづくりⅡ」では、観光まちづくりの本質は何かを理解し、事業の持続に不可欠な「集客力と収益力」を備えた観光まちづくりの構想案を構築できる力を養うために、福岡県八女市をフィールドに、2泊3日の演習授業を行っている（添付資料 2-46）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-17：2024（令和6）年度 事業構想事例研究講師一覧
- ・添付資料 2-41：「フィールドリサーチ（顧客開発）」2025年度シラバス
- ・添付資料 2-46：「観光まちづくりⅡ」2025年度シラバス

・効果的な学習のガイド・支援

シラバスは、学生にとって、学習の全体像を把握し、自主的な学習計画をたて、効果的に学びを進めるための重要な情報となる。しかし、本学ではこれまでシラバスを書いたことのない実務家教員も多く、シラバスとはなにか、という理解を深め、学生の効果的な学習のガイドとしてのシラバス作成を促す必要がある。

そのため年間4回行うFD研修会の第3回（2025（令和6）年は9月9日開催）で、次年度のカリキュラム概要の周知とともに、シラバスとは何かの解説を行い、シラバスフォーマットを示し（添付資料 2-18）、作成における留意点も説明をしている（添付資料 2-19）。

さらに、本学では、校舎ごとに担当する教員が異なる同一科目について、どの校舎でも学生が質のばらつきなく、同様の学習効果を得られるように、シラバス作成時期（2025年度は10月-11月末）に同一科目担当教員打ち合わせ会を行い、ラーニングゴールのすり合わせや教員間の教育内容の共有や学び合いを行っている。またその内容を学長・研究科長が把握し、各委員会の活動とも連動させることで、教育の実施にかかわる点検・評価・改善につなげている。

授業実施方法のシラバスへの明記については、コロナ禍で始めたハイフレックス（Hybrid-Flexible）型授業は引き続き行っており、全授業において、学生も自身の環境や事情に応じ、柔軟にリアル参加とオンライン参加が選べることが全授業で標準化されている。そのため、募集要項にも「ハイフレックス型授業の導入」していることを明記し、校舎から離れた地域や海外に居住していても（一定程度のリアル参加を推奨し

ているものの) 修学可能であることを、募集の段階で周知している(添付資料 1-2, p6)。ハイフレックス型授業の導入で、仕事都合などでの授業への遅延や欠席も少なくなり、効果が認められている。

履修相談については、1年次のみ履修可能な科目、2年次のみ履修可能な科目に分け、自身の業務都合も配慮しつつ、各年次に必要な科目をバランスよく履修できるよう、入学時オリエンテーションで促している。また、オリエンテーション期間に2年次生が毎年自主的に1年次向けの履修相談会も行っており、先輩のリアルな声は非常に参考になっているようである。さらに、前期・後期の授業後半に、一人15分程度、全学生に面談を行っており、そこで、学習環境の変化の有無や履修状況なども把握し、今後の履修相談もできる機会を設けており。面談は、個別に、各校舎の専任教員中心に行っているため、履修科目の予習・復習に関する相談などもあり、学生が安心して相談できる環境づくりにもつながっている。

なお、2026年度に向けては、カリキュラムツリーも作成した(添付資料 2-20)。1年次から2年次までの科目履修の流れと習得すべき能力との関係性を可視化したことにより、履修説明や相談も行いやすくなる。

また、事業構想計画書作成については、執筆要領を学生に示していなかったため、2021(令和4)年度の経営系認証評価の際に、アカデミックライティングとしての体裁の不備などの指摘を受けた。そのため、2022(令和4)年度に学生向けの執筆要領、構想計画書作成フォーマットを整備し(添付資料 2-21・2-22・2-23)、それ以降改善を重ねると共に、入学時の研究倫理教育、また2年次になったタイミングでも以下の内容でガイダンスを行っている。

- ・研究倫理、倫理審査について(田村典江准教授)
- ・研究・論文のお作法について(重藤さわ子教授)
- ・フィールドリサーチ(田中利和准教授)

また、2年次演習担当教員から、事業構想計画書の作成において、実際に事業構想計画書を書き進めていく夏以降のタイミングでの、経営管理に関する知見や構想計画書作成ガイドが必要との意見もあり、2025(令和7)年度からは、マーケティング・収支計画・執筆要領に関する講座を、2年次生を対象に夏季にオンデマンドで配信している。

さらに、2025(令和7)年度には、事業構想計画書における生成AIの活用が顕著になっていることを受け、第2回FD研修会の事後アンケートのなかに、「生成AIの利用」に関する質問事項を盛り込み、教員や学生の利用の実態を把握するとともに(添付資料 2-16)、利用状況を鑑みて、いち早く学生に本学としてのAI活用の方針を伝える必要があることから、9月に「生成AI利用に関する基本方針」を2025年度版として学生に周知した(添付資料 2-24)。なお、AI活用のガイドラインについては、「教育研究委員会」のなかにワーキンググループ(WG)を設置し、以下のスケジュールで検討を進めている。

- ・ ガイドライン策定 WG を組成しガイドライン案を策定（～2025（令和 7）年 12 月）
- ・ 「運営会議」・教授会等にかけて大学のガイドラインとして制定（～2026（令和 8）年 1 月）
- ・ 第 4 回 FD および新任教員 FD においてガイドラインについて周知（2026（令和 8）年 2 月）
- ・ 新年度のガイダンスで学生に周知（2026（令和 8）年 4 月）

・学習環境

すべての校舎には複数の教室があり、学生の収容定員と開講授業数に、適正な規模が確保されている（参照資料：大学基礎データ）。教室に備えられた教卓や机、椅子などは可動式であり、受講人数や授業のスタイルに合わせて、自由に教室のレイアウトを行うことができる。教室のほかには、各校舎に事務室、図書スペース、サロン、自習スペースを備えている。サロンは授業時間外には教員と学生の交流、学生同士の交流、学生の飲食や休憩の場として用いられているほか、授業時間中にはグループワークスペースとしても活用されている。自習スペースは自習や図書・資料の閲覧に用いられるほか、他校舎の授業をオンラインで聴講する際にも利用されている。

・図書室

各校舎に図書室または図書スペースを備えている。経営系専門職大学院として整備すべき文献・資料をそろえているほか、事業構想に取り組む基本となるためのリベラルアーツを重要視することから、蔵書の寄付も積極的に受け入れ、アート、科学、歴史、政治、医療、哲学など、幅広い蔵書をそろえている。東京校では、2025（令和 7）年度から、姉妹大学である社会構想大学院大学と共有の図書室になったことから、同大学の蔵書も加え、さらに蔵書の充実につながった。蔵書数は 5 校舎で約 2 万冊となっている。

学術情報資料に関しては、学術雑誌については「JSTOR」、企業情報や業界動向については「日経 ValueSearch」が利用可能である。いずれのデータベースにも学内 LAN からアクセスできるようになっており、教員や学生が各自の端末から利用することができる。また、学内 PC からのみではあるが、政府・省庁の政策立案過程の資料や、予算・法律策定の検討資料など、入手困難な資料の閲覧が可能な「政策リサーチ」を利用することができる（添付資料 2-1, p17）。

図書室の開館時間は以下の校舎の開館時間と同じである。授業実施日以外についても、社会人である学生が十分に利用できるよう、土曜日や夜間の開館を保証している。

<東京>

- 月～金曜日 : 10:00～22:00 (授業実施日以外 10:00～21:00)
土曜日 : 10:00～19:00 ※授業実施日以外も開館時間は変わらない。
日曜日、祝日 : 休館

<名古屋、大阪、福岡、仙台>

- 月～金曜日 : 13:00～22:00 (授業実施日以外 13:00～21:00)
土曜日 : 10:00～19:00 ※授業実施日以外も開館時間は変わらない。
日曜日、祝日 : 休館

東京校には独立したスペースとして図書室が整備されており、2階に閲覧スペースと兼ねた自習室がある。名古屋、大阪、福岡、仙台の各校舎については、図書スペースと連続して自習・閲覧スペースが確保されており、授業前のみならず、交通アクセスのよい校舎の立地から、休日や仕事の合間を利用して、学生が自習スペースとともに活用している。

・学習に効果的な設備整備

COVID-19 をきっかけに、ハイフレックス (Hybrid-Flexible) 型の授業を標準としており、オンライン・対面の双方で同一の学習環境を提供している。ハイフレックス形式のプラットフォームとしては Microsoft Teams を利用しているが、教員・学生の双方に Microsoft アカウントを付与し、学内外のいずれからも、教育・研究内容にシームレスにできる環境を提供している。ハイフレックス型授業の導入により校舎をまたいで科目を受講できるようになった。また本学では、すべての校舎で同一の無線 LAN 環境を提供しており、在籍と異なる校舎からも容易に本学の LAN に接続できる(添付資料 2-1, p18)。これらの結果、出張等にあわせて他校舎を訪問する学生が増えており、校舎をまたいだ教員・学生間の交流に寄与している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2 : 「事業構想大学院大学 2026 年度学生募集要項」(6 頁)
- ・添付資料 2-1 : 事業構想大学院大学 2025 「学生便覧 履修要項」(17 頁)(18 頁)
- ・添付資料 2-18 : 2026 年度シラバスフォーマット
- ・添付資料 2-19 : 2025 年度第 3 回 FD 「シラバス作成について」
- ・添付資料 2-20 : 2026 年度カリキュラムツリー (未格納)
- ・添付資料 2-21 : 2025 年度事業構想計画書執筆要領<事業構想コース>
- ・添付資料 2-22 : 2025 年度事業構想計画書執筆要領<事業承継コース>
- ・添付資料 2-23 : 2025 年度事業構想計画書執筆フォーマット

・添付資料 2-24：生成 AI 利用に関する基本方針（2025 年度版）

・項目：学習成果

評価の視点	
2-12	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
2-13	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-14	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-15	学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。
2-16	教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>

・学生の学習にかかわる評価

すべての科目担当の教員に対し、シラバス作成時に、成績評価に関しては、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定する必要があること。また、それを「シラバス」の成績評価の基準及び方法に明確に示す必要があることを説明している。

シラバスの記入用フォーマットにも、「成績評価の基準及び方法」の箇所のチェックリストに「到達目標」で定めたものが、「成績評価の基準及び方法」と対応し、必要十分であるか」また「パーセンテージで合計点が 100%になるように記入してあるか（コメントペーパー40%・最終レポート 60% など）」を記し、確認を促している（添付資料 2-18）。

また、開学以来本学では、すべての講義科目で、その実施の方法や、学生からの授業評価を真摯に受け止めて、教育の質の向上やカリキュラム・教員編制の改善にも役立てていくために「授業評価アンケート」を実施してきた。しかし、その項目について、学生自身の学習成果と、教員の授業評価についての質問項目が混在していたため、2025 年度の授業評価アンケートから、質問項目を整理して「自身の学習成果について」評価する項目、「教員の授業設計・運営について」評価する項目に分けた。また、この変更に伴い、「教員の授業設計・運営について」は、昨今のオンライン授業への対応状況やハ

ラスメント予防の観点から、「オンライン参加者への配慮」や教員の「学生の主体性や考えを尊重し授業の進行」についての評価項目も加えた（添付資料 2-8）。

2025（令和 7）年度前期の各科目（全校舎）の総合評価の平均値は、「4.6」であり、「自身の学習成果について」も「教員の授業設計・運営について」も概ね高い評価を得ている（添付資料 2-25）。2024（令和 6）年度の総合評価の平均値は前期も後期も 4.8 であり、少し数値が下がった結果になったが、「オンライン参加者への配慮」への設問に対し、リアル参加で該当しない学生が「0（該当なし）」を選択した学生が複数いて、平均値を下げることにもつながったため、2026（令和 8）年度からは集計方法を改善する。

・成績評価の疑義があった場合について

公正かつ厳正な成績評価が行われるように努めているが、学生が成績評価に疑義を持った場合には、開示の請求をすることができる。成績通知書受領から 1 週間以内に所属校舎の事務局に申し出れば、調査の上、回答することになっており、学生便覧にもその旨が記載されている（添付資料 2-1, p21）。

相談を受けた事務局は、まず研究科長に相談の内容を伝える。研究科長は、学生の疑義をそのまま担当教員に伝えるのではなく、シラバスに記載された「成績評価の基準及びその方法」に従いどのように成績をつけたのか、個人が特定されないように担当教員にヒアリングを行う。その説明をもとに、学生に成績評価の経緯を伝え、成績評価開示の必要があれば、その次の段階で慎重に行うことにしている。さらに、研究科長や担当教員だけで判断できないことについては、「院生委員会」や教授会で議論して対応を決めることになっている。こういった、できるだけ間接的かつ慎重な対応になっているのは、本学は少人数制の大学院であり、教員との距離も近いことから、学生が今後も教員との関係性において、安心して研究に専念できる環境を確保する、ということを最優先にすべきと考えるからである。これまで学生から成績評価疑義の申し立ては数件あったが、いずれもこのような対応で穏便に解決している。

・修了認定

修了要件は、学則第 26 条（添付資料 1-5）・学位規程（添付資料 2-7）に定めているように、法令上の規程を遵守し、所要科目を履修して 34 単位以上を修得し、必要な演習（指導）を受け、かつ、修了認定の審査に合格した者とし、修了年数は 2 年を標準としている。

修了には、修了審査委員会規程（添付資料 2-26）にもとづき、修了審査委員会による審査が行われる。修了審査委員会は当該学生 2 年次の後期（原則として 3 月教授会と同日）に開催している。

修了の可否は、修了審査委員会で判定される。修了審査では、①履修単位数の充足状況(各科目群で修了に必要なとされる単位数を満たしているか)、②成績状況(GPA 及び個別科目の成績評価)、③事業構想計画書最終審査会における評価結果(最終審査会において事業構想計画書の修正を指摘され、再提出した場合は再提出の結果を含む)の三分野からなる判定表をもとに委員が意見交換し、ディプロマ・ポリシーに基づき、総合的に判断したうえで、修了の可否を決定する。決定に当たっては全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合は、委員長(研究科長)が最終的に判断する。

・教育上の成果の把握と改善・向上に向けた取組み

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価については、以下の検討課題が2021(令和3)年度経営系認証評価で示されている(添付資料2-27, p10・p15・p16)

<事業構想計画書の審査基準>

- ・ すべての学生に作成を課している「事業構想計画書」の審査基準ははまだ検討段階にある。現在、「教育研究委員会」において議論を進めていることから、早期に明確な審査基準を策定し、学生に周知することが望まれる。

<成績評価>

- ・ 授業欠席の取り扱いが教員間で統一されておらず、出席がない場合でも単位を取得している学生がいることから、改善が望まれる。
- ・ また、シラバスにおいてレポートやプレゼンテーションを評価する際の具体的な基準を示すとともに、当該専攻においては授業内でのディスカッションを重視していることに鑑みて、授業への貢献度についても成績評価基準として学生に明示することが望まれる。

<修了生の活動状況の把握>

- ・ 修了生のアンケートの回収率が低く、修了生の活躍状況や構想した事業の実行状況について十分に把握できていないことから、これを適切に把握できる仕組みを構築するとともに、把握した情報を教員間で共有し、教育内容・方法の改善に活用することが望まれる。
- ・ 定量的データの収集のみならず、定性的には、各ゼミ担当教員からも、院生委員会と広報委員会に学生や修了生の活躍情報が集約され、学内外に広く発信されていくような体制整備が必要。

「事業構想計画書」の審査基準の明確化については、2021（令和3）年度に早速、審査基準の定量化の導入と事業構想計画書最終審査会の審査基準と審査シートの刷新を行った。さらに2022（令和4）年度には、その内容に基づき、中間審査会の審査基準・審査シートも刷新。その後、審査基準のみならず、審査会の運営についても「教育研究委員会」や教授会でのフィードバックをもとに、改善を重ねてきている（添付資料 2-43）。

成績評価において、「授業欠席の取り扱いが教員間で統一されておらず、出席がない場合でも単位を取得している学生がいることから、改善が望まれる。」と指摘がある事項について、むしろ本学では「出席」していることだけでは成績評価を行わない、という方針を明確化し、授業においての実質的な貢献や、到達目標に対応した習熟度を成績評価の基準にするよう周知徹底しているところである。ただし、その評価の方法や基準を明確に提示しているシラバスは少ないことから、「教育研究委員会」では、その他課題点も整理し、2026（令和8）年度の本格的な改善に向けて準備を進めている（添付資料 2-44）。

学習成果の適切な把握については、修了生のみならず、学生面談・アンケートの内容も、大学運営への確認が中心で、教育・研究効果が確認できる内容になってはいなかった。在学中、修了後、修了して数年後、と段階的に教育の成果を迫るようにしていく必要があり、「院生委員会」で1年次の学生には前期・後期2回全員に行っている学生面談のヒアリング項目や、匿名のアンケート手法の見直しの議論を進め、整理を行い、毎年改善を重ねている（添付資料 2-28）。また、その結果は報告書にまとめ教授会で共有し、教育・研究活動改善の指針にしている（添付資料 2-29・2-30・2-31）。1年次面談や、1年次・2年次に行っているアンケートからは、教育・学習成果について、ほとんどの学生が、多様な仲間との交流や実践的な学びに価値を見出し、自己成長を実感していることが確認できている。

なお修了生アンケートは、修了後3年目の学生を対象に、2024（令和6）年度に9期生、2025（令和7）年度に10期生へのアンケートを行った。2025（令和7）年の6月から8月にかけて行った10期生へのアンケートでは、対象者106名のうち65名（61%）の修了生からの回答を得ることができ、その半数が本学の学びが「仕事に大きく影響を与えている」・「その後の生き方に大きく影響を与えている」と感じていることが確認できている（添付資料 2-32）。また、「事業構想研究継続の環境がほしい（研究生制度や博士課程など）」といった要望が多いことも受け、事業構想研究科研究員制度を導入し（添付資料 1-12）、2025（令和7）年度後期より、5名の研究員が合格し在籍することになった。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5 : 「事業構想大学院大学学則」(第 26 条)
- ・添付資料 1-12 : 「事業構想研究科研究員 募集要項 (令和 7 年度後期)」
- ・添付資料 2-7 : 「事業構想大学院大学学位規程」(第 3 条)
- ・添付資料 2-1 : 事業構想大学院大学 2025 「学生便覧 履修要項」(21 頁)
- ・添付資料 2-8 : 授業評価アンケートの実施要領
- ・添付資料 2-18 : 2026 年度シラバスフォーマット
- ・添付資料 2-25 : 授業評価アンケート経年比較 2025 年度前期 (2025 (令和 7) 年 9 月 13 日教授会資料)
- ・添付資料 2-26 : 事業構想大学院大学修了「審査委員会規程」
- ・添付資料 2-27 : 「事業構想大学院大学事業構想研究科事業構想専攻に対する認証評価結果」2022 (令和 4) 年 3 月 (10 頁・15 頁・16 頁)
- ・添付資料 2-28 : 「事業構想大学院大学の 1 年次面談・アンケート・修了生アンケート項目まとめ」
- ・添付資料 2-29 : 「2025 年度夏季 1 年次学生面談 実施報告」(2025 (令和 7) 年 8 月 23 日教授会資料)
- ・添付資料 2-30 : 「2024 年度 1 年生アンケート実施報告」(2025 (令和 7) 年 4 月 26 日教授会資料)
- ・添付資料 2-31 : 「2024 年度 2 年生アンケート実施報告」(2025 (令和 7) 年 4 月 26 日教授会資料)
- ・添付資料 2-32 : 「2025 年度 修了生アンケート実施報告」(2025 (令和 7) 年 9 月 13 日教授会資料)
- ・添付資料 2-42 : 事業構想計画書最終審査における評価方法 (2025 年度版)
- ・添付資料 2-43 : 2025 年度第 13 回教育研究委員会議事録

・項目： 学生の受け入れ

評価の視点	
2-17	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
2-18	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-19	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>

・学生受け入れの方針

本学の「アドミッション・ポリシー」は以下のとおりで、学生募集要項(添付資料 1-

2, p4)やホームページに明記している。また大学院説明会においても説明を行っている。

(アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針))

事業構想大学院大学は、ゆたかな発想及びその発想を実現する構想力を持ち、かつ事業を継続的に進化させ、社会の一翼を担う志を持ち、自身が立てた目標を達成できる人材の育成を目的としています。そのため、講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し、新たな知識を創生しながら、教授陣、学友と論理的で建設的な議論を積み重ね、多様性を享受し、異なる意見を総合 (シンセシス) することにより新しい価値を創造する学生を求めています。

具体的には、下記の人物を対象としています。

1. 新規事業担当者 (及び将来携わりたいと希望する者)
2. 事業承継者 (及び事業承継予定者、第三者承継を希望する者)
3. 行政や地域組織に属し、社会変革を志す者
4. ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスで起業を目指す者
5. 新たな構想により自社を持続発展させたいと考える経営者

なお、2019 (平成31・令和元) 年度には、「2. 事業承継者」に、近年増加している親族以外への事業承継に対応して、「第三者承継を希望する者」を加えた。さらに、事業承継者については、引き続き問い合わせも多く、特化した教育体系の必要性も認められるため、2024 (令和6) 年度より、高い経営分析力と事業構想力を兼ね備えた事業承継者を養成する「事業承継コース」を、事業構想研究科事業構想専攻内に開設した。

事業承継コースの主な対象者は、以下のとおりである。

- 親族の承継予定者
- 社内の非親族の承継予定者
- 社外の第三者承継予定者 (※)
- 承継者の右腕となる役員 (役員・幹部候補者)
- 承継後の若手経営者 等

(※) すでに承継する企業・事業が内定している方だけでなく、承継者探しをしている経営者に、事業構想をプレゼンし、それを突破することが求められる方など。

・学生募集

学生募集については、ホームページに学生募集要項(添付資料 2-33)を掲載し、資料請求に対応しているほか、入学者説明会や関連イベントで、本学の概要や募集・選考プロセスについて詳細に説明している。

大学院入学説明会は、教員や事務局職員に加え、実際に本学に通学している学生や修了生を交えて実施する機会も設けているが、「実際に通学している方の生の声を聞けるよい機会である」と好評を得ている。

ホームページやSNSでは、大学院紹介動画に加えて、在学生や修了生のインタビュー動画を配信している。特に動画コンテンツは、ここ数年、視聴者数が増加しており、今後も活用していく(添付資料 2-47)。

Youtube (<https://www.youtube.com/@mpdac.jp/videos>)

マスメディアでは、毎年元旦の全国紙、ブロック紙、地方紙に全面広告を掲載し、経営者層等への認知向上を図っている。また、全国放送のテレビの経済番組でCM「構想を描ける人材・モナリザ編」も放送している(添付資料 2-48)。

これらの募集活動は、単に学生数を確保するだけではなく、本学の理念やカリキュラム、教員、授業実施方法、修了要件などを正確に理解した上で、本学にふさわしい方に出願していただくことを目的としている。個別相談にも積極的に対応していることもあり、入学後のミスマッチは少ないことが、院生面談等でも明らかになっている。

・出願資格

出願資格については、以下のように定め、募集要項(添付資料 1-2, pp5-6)に示している。

(出願資格)

本学への出願資格として、入学時点で①～⑤のいずれかの資格を有する必要があります。①～④のいずれにも該当しない場合は、⑤の出願資格審査の対象となります。

- ① 大学・大学院を卒業した者、または令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者【注 1】【注 2】
- ② 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(学校教育法第 104 条)
- ③ 外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、または令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までに修了見込みの者【注 2】
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 当研究科における個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上

の学力があると認められた者で、令和 8（2026）年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者【注 3】

<出願資格に関する注意事項>

【注 1】 文部科学省の設置認可を受けた国内の大学・大学院。外国の大学やその他の外国の学校の場合には、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または令和 8（2026）年 3 月 31 日までに授与される見込みのある者（※中国の 3 年制大学（専科）卒業生は該当しません）。

【注 2】 日本語を母語としない者は、出願時に日本語能力試験 1 級または N1 に合格したことを証明するスコアレポートの提出が必要です。

【注 3】 ⑤で出願しようとする者は、下記、出願資格審査を行います。

※年齢の上限はありません。本学は 20 歳代～60 歳代まで幅広い年齢層の方が在学しています。

※4 年制の大学を卒業していない社会人にも、「出願資格審査」により門戸が開かれています。下記の要領で、本学で「出願資格審査」を行います。

なお、4 年制の大学を卒業していない社会人の場合には、出願に先立ち、「出願資格審査」を行っている。

・選抜方法及び手続

入学試験には、「一般入試」と「企業・団体派遣入試」がある。なお、2024（令和 6）年度から事業構想コース、事業承継コースの 2 コース制を予定しているが、入学選考はどちらの区分もなく実施を行い、入学後にコース選択を行ってもらうことになっている。

出願期間及び選考日程は共通だが、「企業・団体派遣入試」では、出願書類として提出する企業・団体からの推薦書を加味して選考を行う。

試験概要は以下のとおり（表 2-5）。

表 2-5 事業構想大学院大学 入学試験概要

	一般入試	企業・団体派遣入試【注 4,5】
対 象 者	本学への出願資格を有する者 (「3. (3) 出願資格」を参照)	本学への出願資格を有し、かつ所属企業もしくは団体が受験者の在学期間中の学費を全額もしくは一部負担することが出願の時点において確定している者
一 次 選考 (書類選考)	下記提出書類により選考 ①入学出願フォーム ②志 望 書	下記提出書類により選考 ①入学出願フォーム ②志 望 書 ③推 薦 書
二 次 選考 (校舎での受験)	①筆記試験 ②面接試験	①筆記試験 ②面接試験

【注 4】入学者の派遣企業や団体が学費負担を行う「企業・団体派遣入試」とは別に、本学と複数年にわたり人材開発連携を行う企業を対象に、企業推薦枠を付与し、その範囲内で入学者の受け入れを行う「人材開発連携企業入試」を導入しています。これについては別途、本学ホームページ「入学案内」の「人材開発連携企業入試」募集要項をご参照ください。

【注 5】事業構想コース、事業承継コースのいずれも、入学選考はどちらの区分もなく実施します。

<試験内容>

一次選考では、提出された①入学出願フォーム、②志望書、③推薦書（企業・団体派遣入試のみ）により合否判定を行う。二次選考は、一次選考に合格した受験者のみ、受験することができる。

二次選考では、アドミッション・ポリシーに示すように、事業構想に取り組む上で求められる「強い問題意識と使命感、好奇心と多様性を享受するオープンな志向の有無」と「事業構想に取り組んでいくうえで必要な専門知識と分析・創造的能力を身につけていくために必要な基礎力」を、筆記試験や面接官との対話を通じて評価している。いわゆる「学力テスト」や、知識を問う試験ではないため、特段の試験準備は不要、としている。二次選考では、出願書類の記載内容についても確認し、これらをもとに面接試験を実施している。

入試での評価基準や留意事項については、毎年「アドミッション・オフィス」が募集・入試関連課題の洗い出しを行い、改善点を反映したかたちで「入学試験の手引き（実施マニュアル）」にとりまとめている（添付資料 2-34）。2025（令和 7）年度には、受験時に海外やへき地在住などで二次選考をオンラインで行わざるを得ない受験者への対応として、オンライン入試の承認の手続きや、原則「手書き」で行う筆記試験の措置を決め、手引きにも反映を行った（添付資料 2-34, p3, p6）。また、筆記試験は本学の「アドミッション・ポリシー」に照らし合わせ、入学希望者の資質を適切に評価するものであるべきで、特に本学のように入試回数が多い場合、設問の違いによって受験者に不利益が生じないように、定期的な自己点検・評価と改善が必要である。「入試委員会」が 2024（令和 6）・2025（令和 7）年度入学者向け入試問題の回答傾向を各校舎から集約した結果、課題が明らかになったため、「教育研究委員会」（「自己点検・評価委員会」）により改善提案が示され、2025（令和 7）年度第 4 回代議員会（2025（令和 7）年 10 月 25 日実施）での報告を経て、新たな作成方針が適用されている（添付資料 2-35）。

また、公正な入学者選抜の実施のために、志願者には、入学試験にあたって、以下の注意事項を募集要項に明記し、厳格な対応を取っている（添付資料 1-2, p9）。

<二次試験受験上の注意事項>

- 受験校舎は入学出願フォームで選択できます。通学校舎以外での受験も可能です。
- 受験校舎における対面での実施を原則とします。受験者が遠隔地、海外在住等の理由により、校舎での受験が困難な場合は、入学出願フォームで、オンラインによる受験を申請してください。
- 所要時間は、待機時間等を含めて約 90 分（筆記試験・面接試験）です。試験開始 10 分前までに試験会場に到着してください。
- 試験開始時間への遅延は、他の受験者との公平性の観点から、遅延時間分を、筆記試験あるいは面接試験を短くすることで対処します。天災・人災・不可抗力による事故等、やむをえない事情を除き、試験開始時間への大幅な遅れ、あるいは欠席で、他の受験者への影響が生じる場合には、その後の受験を一切認めません。
- 受験者が不可抗力（体調不良・感染症等の健康上の事由を含む）により受験困難となった場合は、試験開始までに事務局へ連絡してください。
- 出願または出願資格申請において提出した書類・資料、提供した情報等に偽造・虚偽記載・剽窃等があった場合は、不正行為となることがあります。
- 入学試験において不正行為が認められた場合は、当該年度における全ての入学試験の受験及び選考結果を無効（失格）とします。納入された入学検定料は返還しません。

また、入試担当教員に対しては、入試開始前の適切な時期に、「入学試験の手引き（実施マニュアル）」をもとに、面接試験における留意事項ならびに評価方針・基準に関するガイダンスを実施し、適切かつ公正な選抜に向けた認識の共有を図っている。

・在籍学生数の適正な管理

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について、入学定員（2012（平成 24）～2017（平成 29）年度 30 名、2018（平成 30）年度 70 名、2019（平成 31・令和元）～2021（令和 3）年度 90 名、2022（令和 4）年より 120 名）に対する入学者数比率は、以下のよう
に、1.10～1.30 の間の推移と、開学以来、定員を上回る人数を確保している。

2012（平成 24）年度	志願者 68 名、入学者 36 名、入学者数比率：1.20
2013（平成 25）年度	志願者 52 名、入学者 36 名、入学者数比率：1.20
2014（平成 26）年度	志願者 50 名、入学者 37 名、入学者数比率：1.23
2015（平成 27）年度	志願者 41 名、入学者 33 名、入学者数比率：1.10
2016（平成 28）年度	志願者 52 名、入学者 35 名、入学者数比率：1.16
2017（平成 29）年度	志願者 49 名、入学者 39 名、入学者数比率：1.30
2018（平成 30）年度	志願者 133 名、入学者 89 名、入学者数比率：1.27
2019（平成 31・令和元）年度	志願者 121 名、入学者 106 名、入学者数比率、1.17
2020（令和 2）年度	志願者 130 名、入学者 113 名、入学者数比率：1.26
2021（令和 3）年度	志願者 162 名、入学者 141 名、入学者比率：1.15
2022（令和 4）年度	志願者 159 名、入学者 136 名、入学者比率：1.17
2023（令和 5）年度	志願者 159 名、入学者 136 名、入学者比率：1.17
2024（令和 6）年度	志願者 172 名、入学者 151 名、入学者比率：1.14
2025（令和 7）年度	志願者 144 名、入学者 123 名、入学者比率：1.17

ただし、2021（令和 3）年度に受審した、経営系認証評価では、2019（平成 31・令和元）年度に新たなキャンパスの開設による入学定員の増加により一時的に比率は低下したものの、2018（平成 30 年度）年度 1.27、2020 年度は 1.26 と高い傾向にあり改善の必要性が指摘された（添付資料 2-27、pp20-21）。そのため改善を図り、その後はずっと 1.1 台をキープしている。

定員管理については、2024（令和 6）年度には、2025（令和 7）年 5 月 1 日現在では表 2-6 の通り、収容定員 260 名に対して 267 名の在籍で、在籍者は収容定員に対して 1.03 倍で適切である。なお、2025（令和 7）年度のみ、厚生労働省の助成金活用による入学者増に対応して入学定員を 120 名から 140 名に増員した。

表 2-6 学生籍数 (2025(令和 7)年 5 月 1 日現在)

単位=名

収容 定員	2 年次			1 年次			総計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
260	113	31	144	98	25	123	211	56	267

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：事業構想大学院大学 2026 年度学生募集要項 (4・5～6・9 頁)
- ・添付資料 2-47：大学紹介・院生紹介動画 <https://www.youtube.com/@mpdacjp/videos>
- ・添付資料 2-48：新聞広告 (2026 年 1 月 1 日付・日本経済新聞ほか)
- ・添付資料 2-48：テレビCM「構想を描ける人材・モナリザ編」
(<https://www.youtube.com/watch?v=4pBngqtKkjc>)
- ・添付資料 2-28：「事業構想大学院大学事業構想研究科事業構想専攻に対する認証評価結果」2022 年 3 月 (20～21 頁)
- ・添付資料 2-33：事業構想大学院大学ホームページ「入学案内」
(<https://www.mpd.ac.jp/admissions/>)
- ・添付資料 2-34：「2026 年度 入学試験の手引き (実施マニュアル)」(3・6 頁)
- ・添付資料 2-35：「筆記試験の問題作成方針策定の提案」(2025 年 10 月 25 日代議員会資料)

・項目： 学生支援

評価の視点	
2-20	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-21	適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。
2-22	適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。

<現状の説明>

・進路選択・キャリア形成に関する相談・支援

学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備については、学生は、全員が社会人であり、入学時点ですでに企業経営者または会社員等である。そのため、進路支援は特段必要ない。その代わりに、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワークの構築の機会や、修了後も気軽に大学院に来校できるような仕組みを作っている。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施についても、本学学生は本業のある社会人大学学生が多くを占めるため特に実施をしていない。進路情報の共有のしかけとして、在学生や修了生の成果等は、事業構想大学出版部と連携し「月刊事業構想」で取り上げて情報提供をしている。また本学のアルムナイ組織である「青楠会」との交流や、毎週月曜日に各方面の第一人者を招聘して年間 35 回開催している「事業構想事例研究（事業構想スピーチ）」は修了生も参加することができる。また、修了生が登壇する回もあり、そのような在学生や修了生の活躍の情報は、お互いの刺激になっているようである。

また、2025（令和 7）年度から、修了後も事業構想の研究を続ける場が欲しい、といった修了生の声も受けて、事業構想研究科研究員制度を導入し（添付資料 1-12）、2025（令和 7）年度後期より、5 名の研究員が合格し在籍している。

・多様な学生の支援

本学には、高卒や新卒、ビジネス経験が長い学生や浅い学生、経営者から企業派遣の学生、公務員や議員、外国籍、年齢層も 20 代から 60 代まで、多様な学生が在籍している。そのため、学生の能力に応じた補習・補充教育などの支援が必要な場合があり、まず授業内で教員が学生の状況を把握し、適宜フォローを行っているほか、1 年次生は前期と後期の授業の後半に、全ての学生に対し、各校舎の専任教員が個別面談を行っており、適宜アドバイスも行っている。

また、2023（令和 5）年度に 2 年次ゼミ担当教員への学生への教育に関するアンケート

トと、その結果をもとにした2年次ゼミ担当教員連絡会議を行った結果、事業構想計画書をまとめるために学生に不足している知識として、研究倫理への理解や、フィールドリサーチや計画書執筆の作法、経営学分野や経営に必要な基礎知識の不足などが挙げられたため、2024（令和6）年度より、2年次向けに別途ガイダンスや補習講義の提供を行っている（添付資料2-45）。

正課外教育の修学支援状況としては、開館時間中であれば、図書室やサロン自習室を自由に利用できる。また、正規の授業時間以外にも学生がグループワークの打合せや自主勉強会などで校舎を利用することがある場合、時間外であっても可能な限り柔軟に対応するようにしている。

本学では、多様な事情を抱える学生が継続的に学習できるよう、オンライン環境と対面環境を組み合わせたハイフレックス型授業を整備し、移動中や業務後でもリアルタイム参加が可能な体制を構築している。一方で、オンライン参加特有のコミュニケーションの難しさについても、教員・学生双方に指摘があることから、実態把握や授業設計における改善に向けた議論を継続的に行っている。また、仕事等の都合で出席できない学生に対しては、授業動画のストリーミング視聴や資料共有を可能とする設備とシステムを整備し、翌日には録画が提供されるなど、学習機会を確保する支援を行っている。留学生についてはこれまで出願した実績はないが、日本企業に勤務する外国籍の学生の入学実績がこれまで3名ある。また、在外の学生もおり、オンラインを中心しつつ、一時帰国のタイミングで所属校舎の授業などにも参加し、問題なく修学している。

障がいのある学生による出願の希望に対しては、事前に相談に応じ、大学として可能な限りの体制をとって支援しているほか、入学後の設備面の支援も対応している。

成績不振の学生の状況把握と指導に関しては、とくに顕著である場合、授業担当教員が担当校舎の専任教員などに情報を共有し、本人からの事情の聞き取りや適切な対応に関する検討もおこなうようにしている。留年者及び休学者の状況把握と対応に関しては、成績不振学生同様に対応すると同時に、1年次面談、2年次面談などの機会を利用して状況の発見に努めている。詳しい状況の把握に関しては、その後事務局や専任教員を中心に聞き取りを行うなどするようにしている。退学希望者の状況把握と対応についても、成績不振、留年、休学と同様である。学生に寄り添う形で話を聞き、一緒に学生にとって最良の対応を考える。

奨学金等の経済的支援の整備については、本学の在學生は、自ら学費を支弁するか、所属する企業に負担してもらおう形で学費を支弁している。2023年度には約7割の学生が自費で、約3割が企業派遣であったが、2025（令和7）年度にはその割合が半々と、企業派遣者が年々増えている。その背景として、2022（令和4）年度に新設された厚生労働省・人材開発支援助成金「人への投資促進コース」があり、この制度を活用すると2年間の授業料のうち最大300万円が助成される（企業負担は実質30万円）ため、こ

の制度を活用した企業派遣入学者が増えたこともある。なお、2025（令和7）年度入学者のうち、39名が本制度を利用している。

その他給付金制度としては、雇用保険加入者を対象としたキャリア形成支援のための給付制度である教育訓練給付金のほか、借入制度として、国の教育ローン、本学提携教育ローンの利用を案内している。また本学独自の支援制度として、教育ローン利用者全員を対象に、在学期間中の金利を大学で全額負担する制度がある。学費納付は、原則として3月末までに翌年度分を前納することになっている。そのため、賞与等の支給時期に合わせて学費を払いたいという学生は、本制度を有効に活用している。地方自治体の学費支援制度を利用している学生もおり、出願希望者からの問い合わせがあった際には、自治体への照会を含め、利用にむけた情報提供、アドバイス等を行っている。

このような修学支援制度の案内は、学生募集要項(添付資料1-2, p14~17)や本学のホームページの「奨学金・教育ローン」のページ(添付資料2-37)に記載している。

また、北海道島牧村と本学は地域連携協定を締結しており、総務省地域おこし協力隊の制度を活用し北海道島牧村の地域おこし協力隊員(任期3年間)として任用される方を対象に、本学修士課程の学費を全学免除する制度も導入し、2025(令和7)年度には4名の学生が本制度のもとに就学している(添付資料2-44)。

・学生の課外活動や修了生の活動への支援

学生の自主的な活動としては、年に一度の9月に開催される学園祭としての「青楠祭」は現役学生を中心とする運営委員会により記念講演や多彩なイベントが実施されている。修了生と現役学生の交流を深める機会ともなっており、継続的な学びと人的ネットワークの構築に寄与している。青楠祭は、2019(平成31・令和元)年度までは、東京校単独での開催であったが、大阪校・福岡校、名古屋校、仙台校の校舎開設に伴い、全校舎交流も含め行われるようになってきている。

また、本学で初めての修了生が出た2014(平成26)年度に発足したアルムナイ組織「青楠会」は、継続して活動を続けてきており、自主勉強会、修了年次やゼミ単位での勉強会や交流会などが行われている(添付資料2-38)。また、各校舎では、「院生委員会」の教員が学生・修了生の自主的な活動の支援を行っており、年間を通じ行われている様々な活動状況を適宜共有しているほか、情報の集約化を行い、更なる活発化に向けての検討も行っている(添付資料2-39)。

本学の附置研究所である「事業構想研究所」が運営する「プロジェクト研究」も、正課外活動支援の「場」と「機会」を提供している。例えば、2025(令和7)年度の文部科学省リカレント教育エコシステム構築支援事業「地域構想力プログラム」では、東北地方5箇所フィールドワークを通じて、地域の人びととの関係の作りや人的ネットワーク構築の機会を充実させている。このプログラムは外部の受講生のみならず、仙台

校の卒業生や現役生が参加しており、世代や業種をこえた多種多様な人びとが、地域を舞台に対話によって構想をともに磨く機会となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：事業構想大学院大学 2026 年度学生募集要項（14・17 頁）
- ・添付資料 1-12：「事業構想研究科研究員 募集要項（令和 7 年度後期）」
- ・添付資料 2-36：「事業構想計画書 指導方針」（2025（令和 7）年 2 月 15 日教授会資料）
- ・添付資料 2-37：事業構想大学院大学ホームページ「奨学金・教育ローン」
(<https://www.mpd.ac.jp/subsidy/scholarship>)
- ・添付資料 2-38：青楠会主催 AI セッション案内（2025（令和 7）年 11 月 15 日開催）
- ・添付資料 2-39：院生委員会議事録（2025（令和 7）年 6 月 3 日開催）
- ・添付資料 2-44：北海道島牧村・事業構想大学院大学 連携協定締結に関するプレスリリース資料、関連記事
- ・添付資料 2-45：2 年次ガイダンス資料

【大項目 2 の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

- ・ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを明文化・公開し、体系的な教育方針を示している。今後は、各ポリシーとカリキュラムの対応関係や学習成果の明確化をさらに強化する必要がある。
- ・ 教育課程の設計と授業科目については、事業構想サイクルに基づく体系的な科目編成と、基礎・専門・展開・演習の段階性を意識した構成にしている。2026（令和 8）年度には、新設科目やリベラルアーツ科目群の導入など、大幅改訂が予定されており、それに伴う教育効果の検証と改善が今後必要となる。
- ・ 授業の形態や運営については、社会人学生に配慮した夜間・土曜授業やハイフレックス型授業を導入し、学修支援体制を整備している。オンライン授業でのグループディスカッションの質向上や、対面との一体感確保については、今後も改善に努めていく。
- ・ 学習成果（評価・成績・修了認定）については、シラバスで評価基準を明示し、成績評価の公正性を担保する仕組みや修了審査委員会による厳格な判定を実施している。授業における成績評価の基準及び方法や、事業構想計画書の審査のプロセスについては引き続き改善が必要である。
- ・ 成績評価に疑義がある場合の開示請求や間接的な対応体制を整備し、学生の安心

感を確保している。評価基準の具体性（レポート・ディスカッションの比重）をさらに明示する必要がある。

- ・ 教育上の成果の検証と改善については、授業評価アンケートや修了生アンケートを通じて教育効果を把握し、改善策を教授会で共有している。修了生アンケートの回収率向上と、事業構想実行状況は、修了生の活躍状況の把握と共に、引き続き取り組んでいく。
- ・ 学生の受け入れ（アドミッション・ポリシー・選抜）については、アドミッション・ポリシーを明確化し、社会人に門戸を開く柔軟な出願資格や公正な選抜体制を整備している。事業承継コースなど新設プログラムの周知と、オンライン入試の公平性確保について、今後も検討していく。
- ・ 在籍学生数の適正な管理については、開学以来、入学者数は定員を上回り、現在も収容定員 260 名に対して在籍人数 267 名と適正に管理されている。過去に定員超過率が高かったこともあるため、今後も定員管理を徹底していく。
- ・ 学生支援（キャリア・学習・生活）については、社会人学生に特化したネットワーク構築や修了後の研究員制度、ハイフレックス授業、欠席時の動画配信など柔軟な学習支援体制を整備している。オンライン授業でのディスカッションの質向上、事業構想計画書作成のための補習・ガイダンスの質向上、修了生の活躍情報の集約には引き続き取り組んでいく。
- ・ 修学のための経済支援については、企業派遣者向け助成金制度や教育ローン金利負担免除、自治体連携による学費免除制度など多様な支援策を提供している。奨学金や助成制度の周知強化と、利用者の増加に対応したサポート体制の充実はこれからも検討していく。

（2）長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

- ・ ポリシーとカリキュラムの整合性強化

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程の対応関係をより明確化し、2026 年度の科目改訂に合わせて学習成果の可視化と評価方法の改善を進める。

- ・ 授業運営と学修支援の質向上

ハイフレックス授業におけるオンライン・対面参加者の一体感向上、グループディスカッションの質向上、事業構想計画書作成支援（補習・ガイダンス）の充実を継続的に行う。

- ・ 評価プロセスの改善

成績評価基準の具体化（成績評価における授業参加・討論参加・レポートなどの比重や評価方法）を進め、事業構想計画書審査のプロセスも透明性・公正性の観点から改善する。

- ・ 修了生の研究継続支援

2025（令和7）年度後期より試行を開始した研究員制度を2026（令和8）年度から本格運用し、修了生が研究を継続できる環境を整備するとともに、制度の改善を検討する。

- ・ アルumni組織の強化

現在、本学のアルumni組織である青楠会への加入率には校舎ごとにばらつきがあり、学生・修了生の活動を十分に束ねられていないため、本学で体制されているオンラインも有効に活用し、青楠会と「院生委員会」が連携し、アルumni組織のさらなる発展と、学生・修了生の事業構想を後押しできる体制の構築を検討する。

- ・ 学生支援と経済支援の充実

社会人学生の学修を支える柔軟な支援体制を強化し、奨学金・助成制度の周知向上や利用者増加に対応したサポート体制を整備する。

3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

教員組織の編成は、事業構想大学院大学設置の目的である高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。社会に新たな活路をひらき、豊かな未来を創ろうとする強い意思と知性、卓越した指導力、実行力を具備した未来を担う人材を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうために必要な教育・研究を高いレベルで維持・発展させることができる専任教員を配置する方針である（添付資料 3-9）。

本学は、2025（令和 7）年 5 月時点で、専任教員は 20 名配置しており、法令で定められた人数 17 名（1 年次 140 名、2 年次 120 名の合計 260 名を 15 で除した数）以上を置く基準を遵守している。また、専任教員 20 名の内訳は、教授 18 名、准教授 2 名で専任教員の半数以上は、教授で構成されている（基礎データ 教員一覧参照）。

専任教員は、専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項の規定に基づき、教員任免規程（添付資料 3-1）また、人事委員会規程（添付資料 3-2）でその担当する専門分野に関する高度の指導能力の判定について適用している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：学校法人先端教育機構「教員任免規程」
- ・添付資料 3-2：学校法人先端教育機構「人事委員会規程」
- ・添付資料 3-9：学校法人先端教育機構「求める教員像」および「教員組織の編制方針」

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。
3-3	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

<現状の説明>

専任教員 20 名のうち実務家教員は 13 名（6 割 5 分）であり、「実務家教員割合は経営計画分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること」（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）の基準に適合している。実務家教員も、5 年以上の実務経験は当然のこと、企業での経営、企業、研究機関等で重要な役職に従事した経験がある、あるいは現在も従事しており基準を満たしている。また、本学の固有の目的においても特に優れた知識および経験を有していることで合致している。また、研究者教員でも実務経験を有し、実務家教員も大学等教育機関での教育・研究実績があるなど、各教員が既存の理論と実務の架橋を実践し、新たな挑戦をしている。

また、20 名の専任教員のうち、みなし専任教員は 2 名である。この 2 名のみなし専任教員は大学以外の業務に従事しているが、本学の教員任免規定にある「みなし専任とは、下記の各号のいずれかに該当し、かつ、年間 4 単位以上の科目を担当することで専任教員とみなせる教授をいう。」に則した科目担当かつ、教授会、代議員会への出席、入試面接の担当、委員会の分担などの適用がなされている。

基礎科目は専任教員中心（約 7 割）に配置されている。特に、「事業構想原論Ⅰ」「事業構想原論Ⅱ」は、事業構想を研究するうえで原点となるため、全ての校舎の講義を専任教員が担当してきた。また、演習科目は、学生が事業構想計画書をまとめていくための科目であることから、客員教授のうち、特に研究指導に携わるにふさわしい教員を特任教授として任用している（添付資料 3-1）。

2025（令和7）年10月1日時点の専任教員の年齢構成は、以下の通り。

【教授】

40代：0名、50代：7名、60代：8名、70代：3名

【准教授】

40代：1名、50代：1名

なお、上記の専任教員のうち女性は4名である。また、海外勤務や海外での博士取得、海外研究留学の経験者も多い。年齢構成については、専任教員の全員が40代以上で若手教員の登用が課題ではある。熱意を持って本学の研究に取り組む、20代から60代まで多様な年齢構成と社会人経験をもつ学生に寄り添うには、教員としてもそれなりの経験と見識の蓄積や教育・研究実績が必要になる。そのため、慎重に教員任免の基準・手続きを行ってきた結果、現在の年齢構成となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：学校法人先端教育機「教員任免規程」（第11条）

・項目：教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	専任教員の募集、任免及び昇格について、理論と実務を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

本学では、教員任免規程（添付資料 3-1）また、人事委員会規程（添付資料 3-2）で、理論と実務の架橋を図る教育の実現を目的とし、その担当する専門分野に関する高度の指導能力の判定について定め、教員の募集、任免および昇格に関する、以下の明確な基準と公正な手続きを定めている。

1. 採用・昇格基準の明確化と公正な実施：
 - 教員の任用・昇任については、「事業構想大学院大学、大学教員任用・昇任内規」（以下、「内規」）にその選考に必要な事項を定めている。
 - この内規に基づき、教授となるためには、博士の学位を有し研究上の業績がある者や、担当授業科目に関連のある業務に満6年以上従事し、本学において満5年以上の教育指導経歴を有する者など、学術的背景と実務的背景を持つ多様な要件を定めている。特に、専門職大学

院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められることが必須要件である。

- 准教授についても、他の大学での准教授経験者や、担当科目関連業務に満5年以上従事し、高等教育機関で満3年以上の教育指導歴を有する者など、実務・教育経験を重視した基準を設けている。
- 昇任前の職位時からの研究業績については、著書（分担執筆を含む）、論文などは3篇以上、学会などの口頭発表は3篇以上を目安として考慮している。

2. 審査体制の整備：

- 教員の任用・昇任のための教育研究業績等の審査は、内規に規定する資格を有する者のうちから、人事委員会が行う体制を構築している。
- 承認の際には、面接諮問を行い法人の教育理念や教育研究の方針等についてのヒアリングを行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：学校法人先端教育機構「教員任免規程」
- ・添付資料 3-2：学校法人先端教育機構「人事委員会規程」

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
3-7	当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、専門分野の学術的研究、企業その他組織のマネジメントに関する知識の充実及び刷新を伴う実務に基づく研究に継続的に取り組むよう促すこと。
3-8	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について、適切に評価していること。

<現状の説明>

事業構想大学院大学では、教員の能力開発を図るため、定期的にFD研修会を開催しており、兼任教員を含めたすべての教員に参加を義務づけている。開催にあたっては、本学の専任教員から構成される「教育研究委員会」において計画を定め（添付資料 3-8）、日程、内容、方法等を検討している。2025（令和7）年度に実施されたFD研修会は次のとおりであり、理論と実務の架橋の質向上、実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上や、事業構想に必要な教

育をテーマとしている（添付資料 3-10）。

2025（令和 7）年度 F D 研修会

3 月 26 日（土）：新任教員向け FD

4 月 26 日（土）：第 1 回 事業構想大学院大学の教育・研究について

授業評価アンケート結果紹介

本学の教育・研究環境に関する意見交換

8 月 23 日（土）：第 2 回 2026 年度カリキュラム改訂に向けた意見交換

9 月 13 日（土）：第 3 回 2026 年度カリキュラム改訂案に関する説明

改訂を踏まえた授業設計・シラバス作成に関する意見交換

2 月 14 日（土）：第 4 回 年間振り返り 授業評価アンケート結果紹介

専任教員の多様な活動（教育、研究、組織運営、社会貢献）を適切に評価し、処遇や昇任に反映させるために、教員のモチベーション維持と資質向上を促すことが理想であるが、現状その活動自体は個々の教員の自主性に任せられており、毎年度の業績把握も、Researchmap に登録することを促すにとどまっている。また、実務家教員がほとんどを占める本学において、研究力を高めるにおいて、研究者教員、実務家教員がそれぞれ担うべき研究の定義についても明確にしていかなければならない。今後は以下の点に基づき、教員評価の体制を整備していく予定である。

1. 評価項目の多角化：

教員の評価は、教育活動、研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）に加え、組織運営、社会との関係形成・社会貢献といった、専門職大学院の教員に求められる多岐にわたる役割を包含している。

特に、研究業績については、知的貢献と実務貢献の両面があることを踏まえ、その成果を適切に評価することが求められている。

2. 評価結果の活用：

教員の活動成果は、昇任審査における判断材料となるほか、研究活動の促進や資質向上に資するフィードバックに活用されている。

例えば、研究活動の成果は、教育の質保証の観点から、その成果が教育に還元されているかを評価する必要がある。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：「事業構想大学院大学 教員任免規程」
- ・添付資料 3-2：「学校法人先端教育機構 人事委員会規程」

- ・添付資料 3-8 : 「FD 実施方針の策定について」(2025 (令和 7) 年 5 月 12 日「教育研究委員会」策定)
- ・添付資料 3-10 : 2025 (令和 7) 年度 FD 資料 (第 1 回~4 回)

・項目 : 教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-9	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定(授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等)、環境整備(研究室の整備等)及び人的支援(TA等)を行っていること。

<現状の説明>

専任教員が教育活動において効果を上げ、かつ研究活動を継続できるよう、本学の規模に応じて以下の条件設定、環境整備を行っている。ただし、教育活動の条件設定と環境整備に関して、明文化された資料などはないため、2026 (令和 8) 年度中に「専任教員の研究支援に関する規程」を策定する予定である。

1. 教育活動の条件設定と環境整備:

- 教員の授業担当時間は、適切な教育効果が得られるよう配慮し、専任教員が理論と実務の架橋を図る教育(ケーススタディ、グループワーク、双方向的授業など)に十分な準備時間を確保できるよう適正に設定している。
- 教員は、クラウドを活用した評価資料の閲覧など、インターネット接続環境が整備された一定占有スペースを確保されており、教育研究活動に必要な施設・設備(図書館、情報インフラストラクチャー等)が整備されている。
- Online 会議等についても、必要に応じて教室を利用することができ支障はない。

2. 研究活動の支援:

- 教員の研究活動を促進するための研究費の支給(年間、専任教員 30 万円、特任教授 20 万円)(添付資料 3-11)、くわえて一般的に研究費支出に該当する印刷代やパソコン、通信費用については法人が一括して支給している。これは、評価の視点 3-7 「研究の重要性」を踏まえた組織的支援の一環である。

ティーチング・アシスタント (TA) 制度は、特にコロナ禍で本格化したハイフレックス形式の授業での支援体制を確保するために、2022 (令和 4) 年に「ティーチング・ア

シスタント規程」(添付資料 3-12)が制定されている。ただし、ハイフレックス形式に伴うオンライン教育の実施については、現状各校舎の事務局による支援体制で充分であり、まだ本格的な活用には至っていない。今後博士後期課程の設置に伴い、事業構想教育人材の育成の目的でも、本制度の運用を本格化していく予定である。

- ・添付資料 3-11：学校法人先端教育機構「講師料・謝金規程」
- ・添付資料 3-12：事業構想大学院大学「ティーチング・アシスタント規程」

【大項目 3 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

- ・理論と実務の架橋を目的とする専門職大学院の特性に合致した、学術的業績と高度な実務経験・教育指導能力の両側面を評価する基準が明確に定められており、公正な審査体制(人事委員会)のもとで任用・昇任等人事が運用されている。
- ・ただし、教員の資質向上や研究活動の促進と連動させ、任用後の教員の活動実績が昇任基準にどう反映されているかを可視化する必要がある。
- ・そのために、専門職大学院の教員に求められる教育、研究、実務、社会貢献、組織運営という多角的な側面についての教員評価体制を整備していく。
- ・ただし、研究活動の継続的な促進を担保するためには、研究専念期間や研究費支給額と、教員の職位や研究テーマに応じて適切に差別化・拡充し、その成果を適切に把握する仕組みを導入することが望ましい。
- ・教育活動に必要な施設・設備(研究室、インターネット環境)が整備されており、専任教員が教育研究に集中できる環境が提供されている。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

- ・長所である多面的な任用基準を維持しつつ、教員の質の継続的向上を担保するため、昇任審査において、教育活動、研究活動、組織運営、社会貢献の4つの側面から実績を評価する制度を確立し、昇任の内規に具体的な評価項目とウェイトを明記することを検討する。
- ・研究活動の促進と条件設定の適切性を担保するため、2026(令和8)年度中に「専任教員の研究支援に関する規程」を策定する。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目： 専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計・運営等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。

<現状の説明>

・組織・運営体制

事業構想大学院大学の組織・運営体制は、図 4-1 に示すとおりである。本学における意思決定機関は、学校法人においては理事会、評議員会が設置されている（添付資料 1-4・4-16）。理事会は、理事長以下 6 名から構成されており、本学校法人における最終意思決定機関となっている。また評議員会は 7 名で構成されており、理事会の諮問機関として、予算、決算の諮問等、寄附行為で定められた重要事項についての諮問を行うほか、特に学識経験者や職業的専門性を有する評議員には、幅広い知見に基づいて法人運営全般にわたって意見を徴する機会ともなっている。2025（令和 7）年度は、理事会は年間 5 回、評議員会は 3 回開催されている。

教学組織については、学則に則り、学長のほか、研究科長を置いている。その選考についてはそれぞれ「学長選出規程」（添付資料 4-6）、「研究科長選出規程」（添付資料 4-7）で定めている。また、2020（令和 2）年からは学校法人と理事長、学長、執行部及び教員をつなぎ、大学運営の戦略策定と遂行にリーダーシップをとる職務として、学監の職位を創設している（添付資料 4-8）。それら、役職者の職務権限に関しては教員任免規程に定めるところとなる。

・教学体制

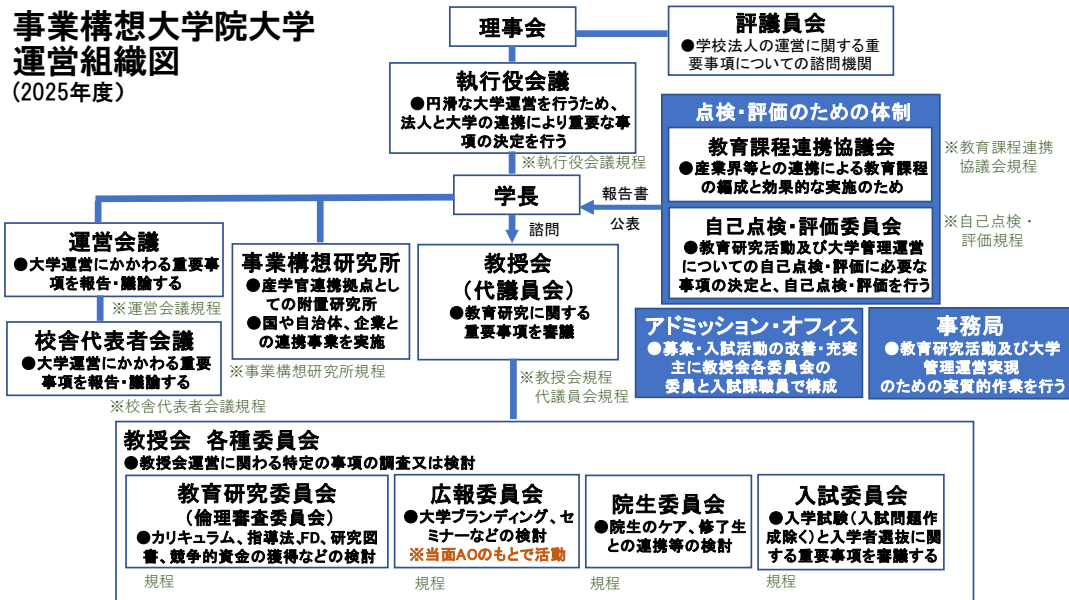
教学事項の意思決定を諮問する機関は教授会となる（添付資料 4-1）。また、2023（令和 5）年度より、規程を改定し、教授会のもとに代議員会を設置し、重要事項について密な審議を行う体制を整えている。教授会と代議員会は合わせて月に 1 回、実務家教員でも集まりやすい土曜日に開催され、諮問事項の審議及び教学に関する事項全般について報告し、オープンに議論を行っている。さらに、教授会の中に「教育研究委員会」（教育課程にかかわることの課題と改善方針を審議）（添付資料 3-5）、「院生委員会」（本学の学生支援にかかわることの課題と改善方針を審議）（添付資料 4-2）、「入試委員会」（入試の実施にかかわることを審議）（添付資料 4-3）といった各種、議決権を持

たない委員会を設けている。

なお、長らく教育委員会で教務の重要事項を審議してきたが、校舎数と学生の人数も増え、全校舎の様々な課題に対する、迅速な意思決定や対応が求められることから、2023（令和5）年8月から学長・専務理事も入り、2週間に1回実施する「運営会議」を設置している（添付資料4-4）。

また、学長のもとに、2024（令和6）年1月からは、各校舎での中心的な役割を果たしている教員が定期的に集まり、全校舎で教学、運営面で情報共有を図る場として、月に1度、各校舎の状況を共有する「校舎代表者会議」（添付資料4-5）を行っており、全校舎の状況の把握と対応の迅速さにつなげている。

図4-1 事業構想大学院大学運営組織図（2025年度）



<根拠資料>

- ・添付資料 1-4：学校法人先端教育機構寄附行為
- ・添付資料 4-16：学校法人先端教育機構「役員名簿」
- ・添付資料 4-6：「事業構想大学院大学 学長選出規程」
- ・添付資料 4-7：「事業構想大学院大学 研究科長選出規程」
- ・添付資料 4-8：「事業構想大学院大学 学監選出規程」
- ・添付資料 4-1：「事業構想大学院大学 教授会規程」
- ・添付資料 3-5：「事業構想大学院大学 教育研究委員会規程」
- ・添付資料 4-2：「事業構想大学院大学 院生委員会規程」

- ・添付資料 4-3：「事業構想大学院大学 入試委員会規程」
- ・参照資料 4-4：「事業構想大学院大学 運営会議規程」
- ・添付資料 4-5：「事業構想大学院大学 校舎代表者会議規程」

・項目： 自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究活動の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

<現状の説明>

・自己点検・評価のための手続き

内部質保証のための全学的な方針として、学則第3条に「教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている（添付資料 1-5）。また、「点検及び評価については、別に定めるところにより、実施するもの」としており、2022（令和4）年度の教授会において、「事業構想大学院大学運営方針」（添付資料 4-17）の一部として、「内部質保証に関する方針」を示し、「内部質保証は、受審する認証評価機関の定める基準を基に実施する。」ことを定め、「内部質保証で得られた点検・評価の結果を、学内の教職員に対し確実に共有を図るとともに、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表する。」ことにしている。

なお、内部質保証のための手続については「自己点検・評価委員会規程」において、毎年度自己点検を実施し、学長が自己点検・評価を実施した結果、改善が必要である事項については遅滞なく必要な措置を講ずると定めている（図 4-1）。

また、自己点検・評価の結果は大学ホームページにおいて公表しているほか（添付資料 4-12）、教職員に対しては年度ごとの「自己点検・評価報告書（自己点検・評価シート）」を教授会資料として報告し、共有している（添付資料 4-11）。

・自己点検・評価のための組織体制と運用

2015 年度から内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長が指名する教職員、研究科長及び事務局長で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し、「自己点検・評価委員会規程」を定め、継続的な自己点検・評価活動に取り組んできた（添付資料 4-10）。

「自己点検・評価委員会」は、各種学内組織・委員会活動を束ねるかたちで、以下のメンバーにより構成される。委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

(1) 学長が指名する教職員

(2) 研究科長

(3) 事務局長

委員会は、各委員会活動との連携のもと、毎年自己点検を実施し、その結果に基づき、「自己点検・評価報告書」を所定の期日までに作成し、教授会で共有を行う。また学長は、教授会での報告を経て理事会に報告し、当該年度の「自己点検・評価報告書」を学内外に公表するものとする。

・改善の指摘への対応

本学では2020（令和2）年度に大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価、さらに2024（令和6）年度に機関別認証評価を受審し適合認定を受けているが、その過程で明らかになった課題を委員会活動等に紐づけ、確実に改善に結び付けていく必要がある。

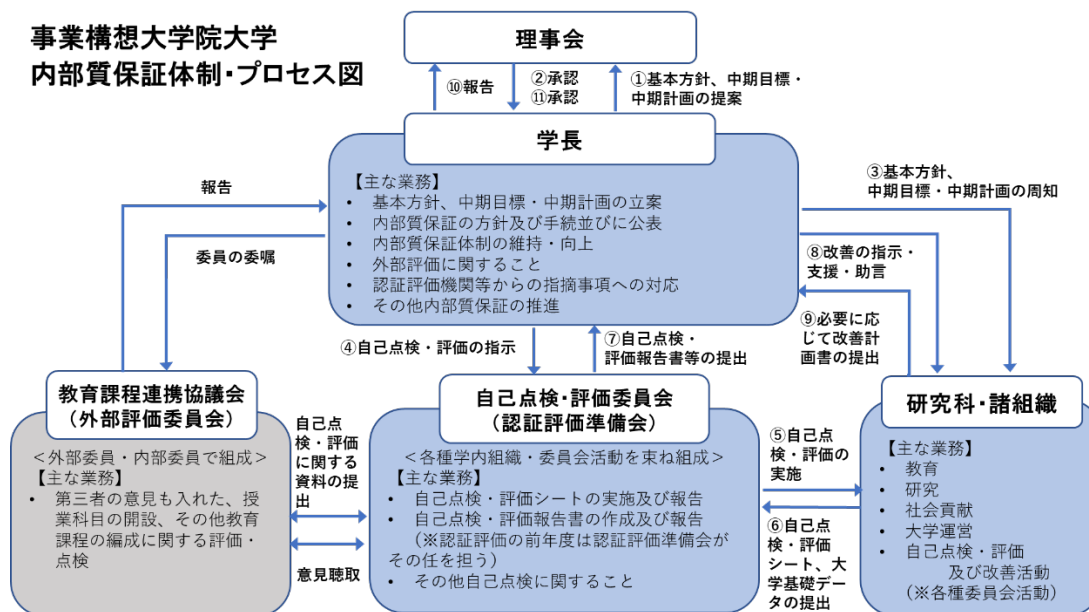
そのため、表4-1のように各評価基準と委員会活動の対応を整理し、課題に対する活動の積み上げと改善度合いがわかるよう、「報告書」ではなく「自己点検・評価シート」とし、それらを取りまとめたかたちで、認証評価受審のための自己点検・評価報告書がとりまとめやすいようにしてある（添付資料4-11）。

自己点検・評価シートでは、認証評価で指摘された課題や、各委員会活動、自己点検・評価で明らかになった課題を整理し、その課題解決に向けての各年度の活動、残る課題、課題解決に向けた改善計画をまとめ、次年度の委員会活動等に反映させるかたちでPDCAサイクルが確実に回るようにしている。

表4-1 自己点検・評価基準と事業構想大学院大学の組織・委員会活動について

基準1 理念・目的	教授会、教育研究委員会
基準2 内部質保証	教育課程連携協議会、自己点検・評価委員会
基準3 教育研究組織	—
基準4 教育課程・学習成果	教育研究委員会、院生委員会、教育課程連携協議会
基準5 学生の受け入れ	アドミッション・オフィス（2022年度～）、広報委員会、入試委員会
基準6 教員・教員組織	教育研究委員会
基準7 学生支援	院生委員会
基準8 教育研究等環境	教育研究委員会、院生委員会、「事業構想研究」編集委員会
基準9 社会連携・社会貢献	運営会議
基準10 大学運営・財務	理事会、評議員会

事業構想大学院大学
内部質保証体制・プロセス図



<根拠資料>

- 添付資料 1-5 : 「事業構想大学院大学学則」(第 3 条)
- 添付資料 4-17 : 「事業構想大学院大学 運営方針」
(2023 (令和 5) 年 3 月 11 日教授会資料)
- 添付資料 4-12 : 事業構想大学院大学ホームページ「情報公開」
(<https://www.mpd.ac.jp/about/information/>)
- 添付資料 4-10 : 「事業構想大学院大学 自己点検・評価委員会規程」
- 添付資料 4-11 : 「2024 年度自己点検・評価シート」
(2024 (令和 6) 年度 3 月代議員会資料)

・項目： 社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう取り組んでいること。
4-8	企業やその他組織との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等が適切に行われていること。

<現状の説明>

・教育課程連携協議会等社会からの意見の取り入れ

本学では、「教育課程連携協議会」に相当する組織として、国内外のビジネス動向ならびに高等教育の在り方について、高い見識を有する産官学民分野の有識者からなる「外部評価委員会」を実施していたが、2020（令和2）年度には、外部評価委員会を「教育課程連携協議会」としてより明確に位置付けるため、「外部評価委員会規程」を「教育課程連携協議会規程」（添付資料 4-13）に改めた。また、2022（令和4）年度より、正式に「教育連携協議会」を発足し、毎年1回教育課程連携協議会を開催している。2025（令和5）年度の教育課程連携協議会の構成は以下の通りである。

(1) 研究科長が指名する教員その他の職員

谷野 豊（議長）	事業構想大学院大学	研究科長
田中 里沙	事業構想大学院大学	学長
小端 進	学校法人先端教育機構	専務理事
	事業構想大学院大学	教授・事業構想研究所 所長
田中 利和	事業構想大学院大学	准教授（仙台校）
岸波 宗洋	事業構想大学院大学	教授（東京校）
重藤 さわ子	事業構想大学院大学	教授（東京校）
竹川 享志	事業構想大学院大学	教授（名古屋校）
竹安 聡	事業構想大学院大学	教授（大阪校）
田村 典江	事業構想大学院大学	准教授（大阪校）
井手 隆司	事業構想大学院大学	教授（福岡校）
白石 史郎	事務局（地域統括）	
川崎 景子	事務局長	

(2) 本研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

(学外委員：五十音順、敬称略)

河本 宏子 元全日本空輸株式会社 取締役 専務執行役員

駒形 健一 一般財団法人 青少年国際交流推進センター 理事長

高橋 桂子 早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構 規範科学総合研究所
上級研究員・研究院教授

柳瀬 隆志 嘉穂無線ホールディングス株式会社 代表取締役社長

教育課程連携協議会では、事業構想大学院大学の現状と教育課程に関する課題共有を行い、カリキュラムや地域連携の現状については、素晴らしいとの評価をいただいていた。2025（令和7）年度の教育課程連携協議会では、今後特に期待することとして、地域連携をさらに広げる仕組みづくりや、雇用形態が大きく転換している状況下での社会通用型人材育成とリーダーシップ教育の強化、事業構想学の体系化と地方・企業への展開が指摘された（添付資料4-14）。

これらの指摘については、以下のような観点で、カリキュラム開発をさらにすすめていきたい。

- ①地域産業あるいは地域の特色を生かした企業との、現場でのフィールドワーク演習も含めた科目の開発
- ②複雑かつ変化の激しい社会のなかで新たな価値を生み出すための基盤となる、リベラルアーツ科目の充実
- ③地域や企業の人材開発計画と連携した事業構想人材育成プログラムの提供

①については、2025（令和7）年度の文部科学省リカレント教育エコシステム構築支援事業「地域構想力プログラム」に採択され、産官学金言の有識者をネットワークして、人材育成委員会を組織し、地域校で、地域のフィールドワーク演習も含めた人材育成プログラムやシンポジウム・セミナーを展開している。

③については、地域校において、地域産業あるいは地域の特色を生かした企業との連携を深め、地域校の持続的な募集につなげていく観点から、2024（令和6）年度入試より、入学者の派遣企業や団体が学費負担を行う「企業・団体派遣入試」とは別に、本学と複数年にわたり人材開発連携を行う企業を対象に、企業推薦枠を付与し、その範囲内で入学者の受け入れを行う「人材開発連携企業入試」を導入している。また、内閣府地方大学・地域産業創生交付金事業「駿河湾・海洋DX先端拠点化計画」「駿河湾海洋DXプロジェクト」の下で、2027（令和9）年度静岡理工科大学に新たに設置される「海洋

DX コース（大学院修士課程）」での「事業構想」にかかわる科目提供というかたちでの連携が進んでいる（添付資料 4-18）。

このように、地域産業や地域の特色を生かした企業との科目開発や、企業との人材開発連携を進めることにより、本学の事業構想人材育成というその使命・目的の社会での浸透や連携の幅を強化していく予定である。

・情報の公開

自己点検・評価、認証評価、外部評価（教育課程連携協議会による評価）などの情報公開については、規程を定め（添付資料 4-15）、各分野について可能な限り広く公開していくことを基本方針としている。以下のような項目について、ホームページ（添付資料 4-12）を通じて公開している他、大学院の事務室にも備え置き希望者の閲覧にも対応している（以下の項目は、文部科学省による情報の公表に係る調査項目にも対応している）。

1. 建学の精神
2. 教育研究所の基礎的な情報
 - ・ 研究科の名称及び教育研究上の目的
 - ・ 専任教員数
 - ・ 校地
 - ・ 校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（キャンパス概要、学習環境、主な交通手段等）
 - ・ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
 - ・ 校舎等の耐震化率
 - ・ 寄附行為、役員名簿
3. 修学上の情報等
 - ・ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
 - ・ 入学者に関する受け入れ方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員、在学者数、修了者数
 - ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス、カリキュラム、学年暦、時間割）
 - ・ 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位、修了審査委員会規程）
 - ・ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ・ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等）

4. 年度毎の財務情報

- ・収支計画書、貸借対照表、財産目録、監査報告書

また学校教育法施行規則第 172 条の 2 において掲げられた教育研究活動等の状況についての情報も規定通りに公開しているほか、随時公表する情報の更新も行っている。ただし、積極的な情報の公開が求められる一方で、情報セキュリティや個人情報の保護と適切な管理が求められるため、それぞれ、「情報セキュリティ関連規程」(添付資料 4-19) や「個人情報の保護に関する規程」(添付資料 4-20) を定め、情報の適切な公開と管理・保護に努めている。

・企業やその他組織との連携・協働体制

本学の社会連携・社会貢献の推進は特に、附置機関である事業構想研究所(添付資料 4-21) 及び事業構想出版部(添付資料 4-22) を通じ推進してきた。

事業構想研究所は、受託事業の推進や産学官連携事業等に取り組んでいる。同事業の主たるものとして、「事業構想プロジェクト研究」がある。大学院専門職学位課程の 2 年間の学修成果を獲得するカリキュラムのエッセンスを、1 年間に凝縮した履修証明プログラムおよび職業実践力育成プログラム(BP) としての「事業構想プロジェクト研究」を、地方自治体や企業向けに提供しており、評価を得ている。

さらに、「事業構想プロジェクト研究」を進化させ、特定の研究テーマに特化して、もしくは、特定の地域に特化して、もしくは、特定の教育目的に特化して、研究生(プロジェクト研究員) を募集する「テーマ型プロジェクト研究」が増えている。

事業構想出版部は、各都道府県における政策テーマや特徴ある地域事業に関する知事インタビューや、各企業における新規の事業構想に関する取り組み事例等を掲載する『月刊事業構想』の企画・編集、発刊や、それに付随した事業構想に関する書籍の刊行等の出版事業を行っている。

事業構想研究所や事業構想出版部のこれらの取組みは、教育研究及び社会貢献の充実に寄与するもの、との評価を学外からも得ている。

さらに、事業構想研究所内の教授会を、2020(令和 2) 年度から、「事業構想プロジェクト研究」を、一定数担当する教員へ構成員を拡げ組成した「研究所会議」を月 1 回開催し、「事業構想プロジェクト研究」の体系化や標準化、点検・評価の仕組み化などを検討している。

国や自治体との連携では、本学に対し地域活性化や新事業開発などの相談・要請に基づき、地域のイベントを共催することや、事業構想プロジェクト研究を、地域を許定に活動することなどがある。さらに、それらの活動を前提に、広範な連携活動を見据えた

「連携協定」を結ぶことも多い（添付資料 4-23）。

このように、研究科では主に「教育・研究」に関する決定・承認を教授会での諮問と承認で行い、受託事業の推進や産学官連携事業等は主に事業構想研究所の所管で決定・承認から資金の授受・管理等を行うことで、適切な受託事業の推進体制と資金管理につながっている。

大学間連携協定では、岡山大学および信州大学との間で締結している。

岡山大学とは、2020（令和 2）年 12 月に、教育研究交流及び協力に関する包括連携協定を締結し、2026（令和 8）年 4 月に、発展的継続を目的に更新される予定である（添付資料 4-24）。

連携協定では、

- ①教員及び研究者の交流
- ②学部生・大学院生の交流
- ③共同研究及び研究集会
- ④学術上の情報・刊行物及び資料の交換
- ⑤両当事者が合意するその他の活動

を目的とし、協定締結後、以下の連携事項について両当事者間で協議・具体化を図る予定である。

- ①岡山大学の教職員・管理職候補者を対象とした大学経営人材育成プログラムの構築
- ②共同 FD・SD 研修の設計・実施、
- ③岡山 ESD モデルと本法人の事業構想教育を融合した国際プログラムの開発、
- ④教員・研究者の相互交流の推進

信州大学とは、2014 年 7 月に大学間連携協定を締結し、2 回協定を更新し、授業の単位互換等を実施し、現在は、文部科学省リカレント教育事業等での連携を行っている。

（添付資料 4-25）

また、一般社団法人日本再生医療学会と 2025（令和 7）年 10 月 23 日付で再生医療分野における協力と発展を目的とした覚書（Memorandum of Understanding: MOU）を締結し、「再生医療で描く日本の未来研究会」を開催し、再生医療の健全な発展への貢献を目指し、再生医療における課題やあるべき姿を 2023 年度より議論してきた（添付資料 4-26）。その成果は、2024 年度、2025 年度の日本再生医療学会総会において「再生医療で描く日本の未来研究会・日本再生医療学会共催シンポジウム」で報告されている。

日本再生医療学会総会

<https://site.convention.co.jp/jsrm2026/>

<https://site.convention.co.jp/jsrm2026/program/#link10>

校舎を設置している地域との関係では、2025（令和7）年9月に「事業構想大学院大学ボランティア情報センター」を設置し、学内外のボランティア活動に関する情報収集、学内での情報共有、相談対応を行うことで、ボランティア活動に対する理解を深め、本学教職員や院生が、事業構想を通じて社会に貢献することをめざしている。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 4-12：事業構想大学院大学ホームページ「情報公開」
(<https://www.mpd.ac.jp/about/information/>)
- ・ 添付資料 4-13：「事業構想大学院大学 教育課程連携協議会規程」
- ・ 添付資料 4-14：「令和7（2025）年度 教育課程連携協議会 議事録」
- ・ 添付資料 4-18：「内閣府地方大学・地域産業創生交付金 事業駿河湾・海洋 DX 先端拠点化計画「駿河湾海洋 DX プロジェクト」と本学との連携について（2025（令和7）年11月22日代議員会資料）」
- ・ 添付資料 4-15：「学校法人先端教育機構 情報公開規程」
- ・ 添付資料 4-19：「学校法人先端教育機構 情報セキュリティ関連規程」
- ・ 添付資料 4-20：「学校法人先端教育機構 個人情報保護に関する規程」
- ・ 添付資料 4-21：事業構想大学院大学ホームページ「事業構想研究所」
(<https://www.mpd.ac.jp/lab/>)
- ・ 添付資料 4-22：事業構想大学院大学ホームページ「事業構想出版部」
(<https://www.mpd.ac.jp/publishing/>)
- ・ 添付資料 4-23：産官学連携事例集
- ・ 添付資料 4-24：岡山大学との連携協定締結について（2026年3月27日・理事会）
- ・ 添付資料 4-25：信州大学との大学間連携協定
- ・ 添付資料 4-26：日本再生医療学会と事業構想大学院大学との覚書締結（プレスリリース）

【大項目4の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

- ・ 組織・運営体制については、理事会・評議員会・学監など明確な役職と規程に基づく意思決定体制を整備し、専門性を活かした運営が行われている。しかし、校舎数増加に伴い、迅速な意思決定や情報共有の仕組み強化が引き続き必要である。
- ・ 教学体制は、教授会・代議員会・各種委員会を設置し、オープンな議論と分権的な

審議体制を確保している。今後は校舎間の連携や「運営会議」を通じ、実効性ある意思決定をさらに高める必要がある。

- ・ 自己点検・評価と改善活動については、内部質保証方針を明確化し、「自己点検・評価委員会」による継続的なPDCAサイクルを構築している。外部評価で指摘された課題への対応を委員会活動に確実に反映し、改善度合いを見える化する仕組みも取り入れていれており、それを継続させて改善に努めていく。
- ・ 教育課程連携協議会等社会からの意見の取り入れについては、産官学民の有識者を含む協議会を毎年開催し、カリキュラムや地域連携の評価を得ている。一方で、地域連携強化、新たな人材育成養成、事業構想学体系化への対応が今後の課題である。
- ・ 情報の公開については、自己点検・評価や外部評価を含む情報を広く公開し、社会的理解を得ている。今後は情報公開の拡充と同時に、情報セキュリティ・個人情報保護の徹底が必要である。
- ・ 企業やその他組織との連携・協働体制としては、事業構想研究所や出版部を通じた産学官連携や地域活性化事業で高評価を得ている。さらにそれらを発展させるためには、連携の体系化・標準化や資金管理の仕組み強化が必要である。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

学内の内部質保証体制をさらに強化するため、委員会活動を通じたPDCAの実効性向上や、外部評価で指摘された課題の改善プロセスの更なる体系化を図る。

また、校舎数増加に伴う意思決定や情報共有の迅速化を図るため、法人および社会構想大学院大学との連携体制を拡充し、情報公開の充実とあわせて情報セキュリティ・個人情報保護の徹底を進める。

産官学民との連携・協働については、既存の取り組みを体系化・標準化し、地域連携や新たな人材育成ニーズへの対応を一層強化していく。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

2021（令和3）年度の経営系専門職大学院の認証評価受審まで、毎年自己点検・評価を実施し、本学の課題の洗い出しと改善方策とを検討し、自己点検・評価報告書としてまとめてきた。しかし、単一研究科の大学院大学という限られた人的資源、情報資源、経営資源の下では、改善に向けて取り組んでいくべき課題に優先順位をつけ、教育研究事業として社会の要請に応えるための計画の提示、組織、制度の整備、計画内容の実証が必要との観点から、2022（令和4）年度から自己点検・評価の方法を変えた。具体的には認証評価時点の課題を起点に、各種組織・委員会活動に紐づけて改善・向上計画をたて、その後の改善・向上にかかわる活動や今後の計画を簡潔記録し、確実にPDCAを回しながら次の認証評価の準備をしていく体制である。

2023（令和5）年度の機関別認証評価を経て、新たな自己点検・評価体制で迎えた2度目の認証評価であった。これまでの自己点検・評価の過程や課題、そしてその間に重ねた改善の軌跡を取りまとめることになり、本自己点検・評価プロセスの有効性も確認できた。一方で、本学の中長期ビジョン、戦略は、法人のイニシアティブによるところが大きく、法人とのより密な連携が課題ともいえる。

本自己点検・評価の結果と認証評価結果を踏まえ、今後も教学事業の本質を再確認した全学マネジメント体制の設計と不断の改善を重ねていく所存である

(2) 今後の改善方策、計画等について

学校法人先端教育機構では、事業構想大学院大学の開設を機に、「構想の普及」と「構想人材の育成」を中核とする建学の理念のもと、実務と学術を往還させる先端教育モデルを基盤に、多様化する社会課題に応える知の生態系の構築を目指してきた。

事業構想大学院大学でも今後、法人が定めた「学校法人先端教育機構 Vision2030」をもとに、構想教育の多層的展開、新たな教育コースや研究領域の創出、すでに行っている地域連携による教育プログラム提供の実績を、47都道府県への大学院設置を視野に入れた地域分散型の教育研究体制へと強化させるとともに、高度専門職人材に対応する博士後期課程の設置など、構想学の体系化と実践研究の高度化を進めていく予定である。ただし、それを進めていくためには、本自己点検・評価プロセスで明らかになった課題を確実に改善し、更なる発展を目指すための具体的なロードマップの作成が必要であり、その作成とプロセスの透明化に注力する。

また、これらの取り組みを持続的に推進するために、財政の持続可能性を確立し、研究・地域連携・教育改革へ優先的に投資する戦略的循環モデルと機動的な判断と現場知を融合する「動的ガバナンス」の確立を目指していく。

以上